

山口県文化財保存活用大綱 (素案)

令和元年11月

山口県教育委員会

目次

序章 大綱の策定

1 策定の背景と目的	1
2 文化財の意義	2
3 大綱の位置付け	2

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 山口県の概要	3
(1)地勢・自然等	3
①地勢	3
②自然	5
(2)人口	12
(3)歴史・文化	13
(4)文化財と観光	25
2 山口県の文化財の概要	27
(1)文化財の保護制度	27
(2)文化財の指定等状況	27
(3)文化財の調査状況	33
3 文化財の保存・活用に関する課題	36
(1)文化財の調査・指定	36
(2)文化財の修理・整備	36
(3)文化財継承の担い手	36
(4)文化財の価値・魅力の理解	37
(5)文化財を活かす能力	37
(6)防犯、防火、防災対策	37
4 目指すべき方向性・将来像	38
5 文化財の保存・活用の方針	39

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・研究、指定等	41
2 文化財の修理・整備への支援	41
3 文化財継承の担い手の確保	41
4 教育・人材育成	42

5 効果的な情報発信	42
6 地域活性化につながる効果的な活用	43

第3章 市町への支援の方針

1 保存・活用に関する取組への支援	45
2 文化財保存活用地域計画の作成への支援	45
3 建築基準法の適用除外を検討する場合の支援	45

第4章 防災・災害発生時の対応

1 防犯体制づくり	47
2 防火体制づくり	47
3 防災体制づくり	47
(1) 災害に対する備え	47
(2) 災害発生時の対応	48
4 山口県建築士会やヘリテージマネージャーとの連携	48

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1 推進体制	49
(1) 県	49
(2) 山口県文化財保護審議会	50
(3) 文化財保護管理指導員	50
(4) その他民間団体等	51
(5) 市町との連携	51
① 市町向け県開催会議	51
② 県参加の市町等会議	51
2 今後の体制整備の方針	52

序章 大綱の策定

1 策定の背景と目的

文化財は、その時々の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、地域で守り伝えられてきた貴重な財産であるとともに誇りである。これら文化財が今に伝えられてきたのは、先人たちの不断の努力の賜物であり、これを次世代に引き継いでいくことは県民である私たちの責務である。

しかし、昨今、文化財を取り巻く環境は年々厳しさを増している。人為的なき損に加え、近年激しさを増す自然災害による破壊の脅威や、地域やそこに暮らす人々の生活に溶け込んでいる多くの文化財が、その価値を見出されることなく失われていると言われている。本県においても、昭和60年以降人口減少が続いており、少子高齢化や過疎化の進行等による社会状況の変化を背景に、文化財を守り伝えてきたコミュニティ機能の低下や、文化財継承の担い手不足等の問題が顕在化している。一方で、長年にわたり地域に根付いてきた文化財を改めて見直し、そこに新たな魅力を見出すことで、まちづくりにつなげていこうとする機運も生まれてきている。

こうした中、行政や専門家のみでなく、地域社会総がかりで文化財の保存・活用を進めていくことを目指し、平成30年6月に文化財保護法が改正され、平成31年4月施行された。この改正により、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進を図るため、都道府県は、当該区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を策定できるとされ、また、市区町村は計画的な保存・活用を進めるために「文化財保存活用地域計画」を、個々の文化財の所有者は保存・活用の考え方や保存・活用のための必要な事項等を明確にした「保存活用計画」を策定できるとされた。

本県においては、県の総合計画である「やまぐち維新プラン」において、人を豊かにする環境づくりをすすめることとされており、その取組のひとつとして、地域一体で文化財を保存・活用していくことが挙げられている。また、「山口県教育振興基本計画」においては、文化財の保存・活用の取組を進めていくことを通じて、ふるさとへの誇りを育成していくこととしている。さらに、人生100年時代やSociety5.0など、新たな時代を見据え、明治150年を契機とした人材育成の取組を推進するため、「山口県新たな時代の人づくり推進方針」を策定し、未来の山口県を担う若者が、ふるさと山口の自然、歴史や伝統・文化への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を高めていくことを目指している。

こうした取組を着実に推進していくためには、文化財の保存や活用にあたり、県、市町はもとより、所有者、地域全体が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに取り組んでいくことが重要である。また、市町が「文化財保存活用地域計画」を、所有者が「保存活用計画」を作成する際に、共通の指針となるものが必要である。

このため、本県における文化財の保存・活用の理念や方向性を定め、文化財に関わる全ての者が連携・協力しながら、文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤として大綱を策定するものである。

2 文化財の意義

文化財保護法第3条では、文化財は「歴史・文化等の正しい理解に欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすべきもの」としている。

先人たちの長年にわたる暮らしの中で培われ、今日まで脈々と営まれてきた文化活動で生まれた様々な文化財は、現代社会の私たちにとって心豊かな生活の源となるとともに、神楽などの無形民俗文化財を例にとるまでもなく地域社会の精神的な支柱ともなっており、新たな文化芸術活動を生み出す規範、いくなれば優れた文化の創造と発展の基礎となるものでもある。

また、無形民俗文化財など地域で行われる伝統行事・伝統芸能は、様々な年齢層や職業で構成される地域社会集団が共通の目標のもとで継承してきたものであり、子どもたちにとっても、人間関係づくり、地域コミュニティへの帰属意識の醸成につながるほか、人間教育の場ともなっている。

3 大綱の位置付け

本大綱は、文化財保護法第183条の2第1項に定める「県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」であり、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組を進めていく上での共通の基盤となるものである。

また、本県の総合計画である「やまぐち維新プラン」や、教育分野の計画である「山口県教育振興基本計画」における文化財分野に係る個別指針であり、本県における、文化芸術、観光、中山間地域振興等に関する各種計画とも整合を図っている。

なお、大綱の期間は設定しないが、社会状況の変化や関連する諸計画の改定等の状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 山口県の概要

(1) 地勢・自然等

① 地勢

本州の西端に位置し、北と西を日本海(響灘、玄界灘)、南を瀬戸内海(周防灘、伊予灘、安芸灘)と三方を海に開かれ、県の中央部を中国山地が東西に走るといふ地勢により、豊かな自然が生じている。

東は広島県及び島根県と接し、瀬戸内海及び関門海峡を介し、九州(福岡県、大分県)及び四国(愛媛県)に面している。関門海峡は、幅が一番狭いところで約650mである。

また、朝鮮半島にも近い。下関-釜山間(217km)の距離は、福岡-釜山間(218km)とほぼ同じである。

面積は約6,110km²で、全国23位。東西の幅は岩国-豊北間が最大で約125km、南北の幅は防府-田万川間が最大で約75kmである。

〔海〕

三方を海に開かれていることも一因し、海岸線の長さは全国6位の約1,500kmに及ぶ。

日本海は、北長門海岸国定公園に代表される荒々しい侵食海岸美という表情を持っており、その代表例として、長門市の国名勝及び天然記念物「青海島」が挙げられる。北側の海岸は、日本海の荒波を受けて削られ、断崖・絶壁・洞門・岩礁などが形成されており、海上アルプスと呼ばれる。

一方、瀬戸内海は、瀬戸内海国立公園の一端を担う穏やかな多島海美という異なった表情を持っている。

瀬戸内海・日本海を含め、県内には約240の島(全国で6,847)があり、このうち21が有人離島(全国で255*)であり、その数は長崎県、愛媛県、香川県に続く全国第4位である。

* 沖縄・奄美・小笠原を除く

〔山・平野〕

中国山地を分水嶺とし、1級、2級、準用河川を合計すると720河川が流れている。大きな河川は少なく、このため大きな平野が少ない。近世以降の活発な新田開発に伴い、干拓により平野が形成されている。

山地が67%、丘陵地が21%、台地2%、低地が7%、内水域等が3%であり、山地に富んだ県といえる。しかし、最高峰は1,337mの寂地山であり、特に高い山があるとはいえない。島根県・広島県境に1,000mを超える山が集中する他は、あまり高度差の大きくない高原状の中国山地が、県央部から県西部の海岸線近くまで貫き、県東部・島根県境にある寂地山から東高西低となっている状況である。この山地は、老年期の準平原で、起伏面は高度400~600m、300m~500mの2面があり、遠望したときには近くの山頂の高さがそろって平坦に、遠くの山が壇上に連なって見える。

このような中、河川が開析した小盆地や河岸段丘、河谷、扇状地、平野が点在している。内陸盆地の玖珂・徳佐・菊川などは、沈降もしくは侵食によってできた谷が埋積された盆地である。谷の主軸は西南から北東方向に走っており、それに直行するのは概ね断層によるものである。

(参考文献:中村友博「自然環境2. 気象」『山口県史 資料編 考古1』山口県、H12.3.21)

〔気候〕

中央部を東西に走る中国山地によって気候は3地域、瀬戸内海沿岸地域、内陸山間地域、日本海沿岸地域に区分される。

瀬戸内海沿岸地域気候区(瀬戸内海式気候)は、夏の季節風は四国山地に、冬の季節風は中国山地に遮られるため、年平均降水量が1,683.3mm(宇部1,518.6mm～下松1,832.8mm)と雨が少なく、快晴の日が多い。このため、この気候区では、古くから農業用ため池がつけられてきた。ため池の数は、瀬戸内地域の兵庫県、広島県、香川県、大阪府に続き、9,995箇所全国第5位となっている(H26.3時点)。県内最大の湖(宇部市、常盤湖、満水面積80.9ha)も元禄14年(1701)に完成したため池であり、登録記念物となっている。他県の瀬戸内地域と比べ、中国山地の高さが低く、その影響も減じるため、冬季の降雪日がやや多くなっており、その分日照時間も他県の1,995時間～2,126時間と比べて短く、1,900時間を割り込んでいる。

日本海沿岸地域気候区(日本海岸式気候)は、多雪地帯として知られるが、他県と比べ、冬の大陸からの季節風が日本海を渡る距離が短く、十分な湿気を得ることができないため、大雪になることは少ない。降雪日は平均17.8日で、年間降水量は1,729.2mm(萩1,658.1mm～油谷1,778.8mm)である。

内陸山間地域気候区は、積雪が多い。積雪は早く11月終わりから12月の初め頃、終わりが3月中旬である。県東部の内陸山間地域気候区では積雪日が35日を超えるが、降雪日はこれより少ない。年平均降水量は2,025.9mm(山口1,886.5mm～羅漢山2,309.8mm)である。なお、瀬戸内海沿岸地域気候区の周防大島町では、降雪日が2ないし3日である。1日のうちの温度差は、瀬戸内海及び日本海の両沿岸地域ともに7℃以下であるが、内陸山間地域は春秋期に11～12℃となる。

概して、中国山地が高くないので、気候区の差はそれほど顕著ではない。これらは、暖流の対馬海流の影響で、おおむね温暖(年平均気温12.9～16.7℃、年平均降水量1,518～2,309.8mm)だといえる。また、風水害や地震も比較的少なく、全体として住みよい県といわれている。

日本海岸式気候			内陸山間地域気候			瀬戸内海式気候		
観測点	降水量	平均気温	観測点	降水量	平均気温	観測点	降水量	平均気温
須佐	1,750.8	14.8	羅漢山	2,309.8	-	岩国	1,726.7	14.8
萩	1,658.1	15.6	広瀬	2,211.6	13.7	安下庄	1,693.7	15.7
油谷	1,778.8	15.6	玖珂	1,912.1	14.6	柳井	1,689.5	15.6
平均	1,729.2	15.3	徳佐	1,945.5	12.9	下松	1,832.8	15.2
			山口	1,886.5	15.4	防府	1,637.2	15.6
			秋吉	1,994.7	13.6	宇部	1,518.6	16.1
			豊田	1,921.4	14.0	下関	1,684.3	16.7
			平均	2,025.9	14.0	平均	1,683.3	15.7

表1 気候区ごとの年間降水量及び年間平均気温(1981年～2010年(30年間)平均値)

②自然

〔植生〕

(自然植生)

年間降水量の少ない瀬戸内海沿岸部の一角には、乾燥に適応したと思われるウバメガシ群落、日本海や瀬戸内海沿岸部にはシイノキ群落が優占する。内陸部の多くがアカマツ・コナラ林であったが、スギ植林やヒノキ植林に置き換えられてきている。標高の高い地域にはミズナラ・ブナ群落が僅かにみられる。(南敦「山口県の維管束植物の概要」レッドデータブックやまぐち2019)

古来から、荒地を耕し、水田や畑に変え、燃料としての薪や建築資材を得るために山林を伐採し、山を管理するなど、自然の人為的な改変が行われてきた。このため、県内面積の約7割が森林ではあるが、完全な原始林は存在しないと考えられている。しかしながら、信仰等の理由により、人為的な改変を抑制してきた社寺林や無人島に、県本来の植生(潜在植生)に近い状況を示している樹林が見受けられる。

例えば、下関市にある県天然記念物「長門一の宮住吉神社社叢」は、瀬戸内海 の暖地性植生(常緑広葉樹林)を示している。また、萩市にある国指定天然記念物「指月山」や阿武町の離島・姫島にある県指定「姫島樹林」は、日本海側の暖地性植生(常緑広葉樹林)を示している。関門海峡近くにある国天然記念物「満珠樹林」「干珠樹林」は、瀬戸内海にありながら日本海側の植生要素も有している。

内陸部では、周南市鹿野町にある県天然記念物「鹿野町秘密尾の氷見神社社叢」は、海拔500m～1000mまでの照葉樹林帯(シイ林)から落葉広葉樹林帯(ブナ林)まで植生の垂直分布を示しており、貴重である。

(植物の北限や南限)

本州の西端に位置し、南からの暖かい対馬海流が日本海沿岸に沿って流れること、また、分かれた海流が関門海峡から、あるいは日本海流(黒潮)から分かれた海流が豊後水道から瀬戸内沿岸に流れ込んでいることから、本県が分布の北限、または南限になっている植物も数多く自生している。

北限の植物では、「タチバナ」は長門市青海島の県天然記念物「青海島八王子山タチバナ自生北限地」、^{はまゆう}浜木綿の和名で知られるヒガンバナ科の常緑多年生草本「ハマオモト」は長門市日置上の県天然記念物「二位の浜ハマオモト群落」が、ニシキギ科の常緑小高木「ヒゼンマユミ」は下関市蓋井島の県指定文化財「蓋井島のヒゼンマユミ群落」が、マキ科ナギ属の常緑高木である「ナギ」は山口市小郡の国天然記念物「小郡町ナギ自生北限地」が、クワ科の高木「アコウ」は周防大島町大水無瀬島及び小水無瀬島の県天然記念物「水無瀬島のアコウ自生地帯」が挙げられる。

※アヤメ科の多年生草本「エヒメアヤメ」は、世界的な規模の南限として、中国・四国、九州地方の自生地が指定されている。山口県でも下関市豊浦町(国指定天然記念物「小串エヒメアヤメ自生南限地帯」)、防府市西浦(国指定天然記念物「エヒメアヤメ自生南限地帯」)が挙げられる。

〔動物〕

(ほ乳類)

県土の約7割が森林で覆われ、落葉広葉樹から照葉樹林までの多様な植生があり、森林部を生息地とするほ乳類に安定した生息環境を提供している。遺伝子解析により、本県のニホンザルは南日本タイプ、ニホンジカは西日本タイプに区分され、ヤマネやコウベモグラについても九州と同一のタイプとされるなど、九州に生息する個体群との関係が深く示唆される(田中浩「山口県のほ乳類の概要」レッドデータブックやまぐち2019)。

家畜のウシは、和牛においても、明治以降に外国種との交配が行われている。萩市見島の見島ウシは、鹿児島県トカラ列島の口之島ウシと同様に交配が行われておらず、日本在来牛の形質を伝えており、国天然記念物「見島ウシ産地」に指定されている。

家禽のニワトリは、見た目や鳴き声の鑑賞・愛玩用、闘鶏用、食肉改良として、日本で品種改良が進み、日本で作られた品種「日本鶏」が50品種以上に上っている。その内、17品種が国の天然記念物に指定されており、防府市大崎の^{たまのおや}玉祖神社が発祥の地とされる「黒柏鶏」^{くろかしわ}もその一つである。

タヌキは、日本の至る所でみられる動物であるが、世界的には珍しい原始的なイヌ科の動物で、東アジアの一部(中国南部から朝鮮半島、日本)とロシア東部のアムール川流域にのみ生息する。現在では、ヨーロッパでも見られるが、これは20世紀に入って、上質な毛皮をとる目的で移入されたタヌキが野生化し、広がったものである。

日本でも、大正時代、タヌキの毛皮が防寒具や、毛が毛筆に利用されたため、乱獲が進み絶滅が危惧された。このため、当時、離島であり、島内に2万頭も生息していた防府市向島が生息適地として保護の対象となり、「向島タヌキ生息地」として全国で唯一の天然記念物指定地となった。第二次世界大戦後には、タヌキの毛皮の需要もなくなり、生息数も回復している。一方、向島では、昭和25年(1950)、架橋により本土と結ばれ野犬が侵入し、タヌキの生息数が減少の一途を辿り、現在では、姿を見ることもまれである。

(鳥類)

海があり、山があるという多様な自然環境は、鳥類の生息に適している。また、本県は、本州の西端に位置し、中国や朝鮮半島とも近いことから、シベリアやカムチャッカから東南アジアへ向かう渡り鳥と、モンゴルや中国から四国、九州へ横断する野鳥たちが立ち寄り、渡り鳥の交差点のような場所となっている。特に、萩市沖合の見島は、本土から約45km離れ、日本海の南に位置することから、渡り鳥の中継地となっている。このため、日本における確認野鳥約550種のうち、319種が確認されている。

また、周南市八代は、ナベヅルの本州唯一の渡来地となっており、国の特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」に指定されている。現在、渡来数は減少傾向にある。ウも、下関市豊北町において、国天然記念物「壁島ウ渡来地」に指定されている。

(その他)

は虫類について、「岩国のシロヘビ」は、突然変異により白くなったヘビが300年以上にわたり、地域の人々が保護してきた結果、安定して生息している。

両生類について、「オオサンショウウオ」は生きた化石として貴重な動物で、中国山地を

中心広く生息していることから、国の特別天然記念物に指定されている。天然記念物は、一般的には、生息地域を定めて指定するが、オオサンショウウオについては、地域を定めていない。美しい鳴き声で知られるカジカガエルは、岩国市美川町で「南桑カジカガエル生息地」として国の天然記念物に指定され、保護が図られている。

魚類では、光市室積において、「光のクサフグ産卵地」が県の天然記念物に指定している。

昆虫について、「山口ゲンジボタル発生地」や「木屋川・音信川ゲンジボタル発生地」は古くから知られたホタルの発生地で、いずれも国の天然記念物に指定されている。指定により、捕獲や開発などによる絶滅を防ぐ狙いがある。

〔地質〕

本県は、古生代シルル紀から新生代第四紀完新世に至る間の様々な種類の火成岩、堆積岩そして変成岩からなり、それらが複雑に絡み合った地質と地質構造を形成している。このため、面積は全国土のわずか1%にすぎないが、地質の種類が豊富であり、多くの優れた地質遺産を有している。このため、県はしばしば「地質の博物館」と称され、明治以降、日本列島の形成とその発達史を解明する上で特筆すべき優れた研究教育の舞台となってきた。

古生代から新生代までの主要地質を年代ごとにまとめると次のようになる。

古生代(5億4,100万年～2億5,200万年)

県内最古の岩石は、約4億3千万年前、古生代中頃(シルル紀)の、正片麻岩である。下関市豊田町の「台・正片麻岩」や美祢市於福の「平野の正片麻岩」等が該当する。これらは、各々の市の天然記念物に指定されている。

古生代の終わり頃(ペルム紀)、本県の属する西南日本の基盤は、アジア大陸の縁辺部にあり、海洋プレートがその下にもぐり込んでいた。海洋プレートが沈み込む海溝では、大陸からもたらされる礫、砂、泥と海洋プレートに由来する玄武岩や遠海性堆積物(チャート、石灰岩)が複雑に混在し、海溝陸側斜面に順次付け加えられ、付加型の堆積岩や石灰岩となった。

国内最大約54km²の広さを持つカルスト台地・秋吉台や萩市福井上の半田台、山口市阿東蔵目喜の蔵目喜台の石灰岩も、約3億5,900年前(石炭紀)から2億5,200万年(ペルム紀)の間に、南方の海で形成された珊瑚礁が大陸縁に付加し、形成されたものである。珊瑚礁の土台であった海底火山の噴出物である緑色岩も秋吉台に見られる。現在、秋吉台はその中心を流れる厚東川によって東の台と西の台に区分されるが、東の台は国の特別天然記念物「秋吉台」に指定され、西の台はセメント材料などに採掘が行われている。

中生代前半(三畳紀、ジュラ紀、前期白亜紀の一部、2億5,200万年～1億1,000年前)

この時代に海洋プレートの沈み込みによって、広域変成岩がつけられた。これは、付加型の堆積岩が、地下深くに押し込まれた際に加わる温度と圧力の上昇によって形成されたものである。この変成岩は、県中部から東部にかけて広く分布しており、周防変成岩と呼ばれ、泥質千枚岩、泥質一砂質片岩などからなる。

遠海性堆積物による付加体は、1億8,000万年前から1億3,000万年前(ジュラ紀、一

部白亜紀)にもみられ、県東部の岩国市を中心に、チャートによって特徴付けられる玖珂層群(岩国市の弱変成ジュラ紀付加体)として分布している。

一方、県西部では、美祢市大嶺炭田の石炭や下関市豊田町・菊川町の豊浦層群のアンモナイト化石を含む頁岩など陸棚型堆積物が厚く堆積している。赤間硯の原石である「赤色頁岩、赤色・緑色頁岩」は、この時期に形成された関門地域にあった巨大な湖(脇野湖)に堆積した火山噴出物から形成された関門層群から産出される。

中生代後半(白亜紀、1億1,000年前～6,600万年前)

この時期、プレートの高速沈み込みによって、地球史上特筆すべき大規模なマグマの活動があった。本県でも大量のマグマが発生し、激しい火山活動やマグマの貫入が起きている。県内ではこの時期の影響が一番大きく、この時期の火山岩類と深成岩類の分布面積は、表2のとおり県土の45%を占めている。

当時の火山活動の様子は、山口市・萩市にまたがる国名勝「長門峡」や長門市の海上アルプスと呼ばれる、国名勝及び天然記念物「青海島」などで観察することができる。長門峡の溪谷や青海島は、複数の火口列や割れ目から噴出した、大規模な火砕流によって形成された流紋岩質凝灰岩からなる景勝地である。

また、マグマの貫入によって形成された花崗岩類は、柳井一大島地域に分布する領家帯と、領家帯の北側から山陰海岸にかけて広く露出する山陽帯に区分される。建材等に使用される周南市黒髪島の「黒髪御影」は山陽帯の花崗岩の代表的なもので、国会議事堂1階の外壁に使用されたことで有名である。山陽帯の花崗岩類は、岩国市の弥栄峡や寂地峡でも観察でき、どちらも県の名勝に指定されている。

後期白亜紀のマグマの貫入は、石英閃緑岩や斑れい岩も生み出している。無数の大きな石(巨礫)が重なり積もった岩海(岩郷)である宇部市吉部の国天然記念物「吉部の大岩郷」や美祢市伊佐町の国天然記念物「万倉の大岩郷」は石英閃緑岩が、下関市豊田町の国名勝及び天然記念物「石柱溪」は石英斑岩が原材料となって織りなす事例である。なお、両大岩郷の景観は第四紀更新世の寒冷期に形成されたものである。

マグマの貫入は、必然的にその周囲の岩石に、熱による接触変成作用を与える。防府市の県天然記念物「中浦の緑色片岩」などは、中生代前期に形成されていた広域変成岩が、この時期に接触変成作用を受けてできたものである。

新生代第三紀(6,600万年前～258万年前)

県西部を中心に堆積岩の地層が見られる。宇部市・山陽小野田市小野田地域に広がる宇部炭田の石炭や、下関市垢田地域の礫岩層等が形成されている。垢田地域の礫岩層は、約3,500万年前に堆積した地層で、オーソコーツァイト礫を含む。透明感のある淡褐灰色を示し、非常に硬い礫である「オーソコーツァイト礫」は、先カンブリア時代にアジア大陸で形成されたもので、この地層が堆積した当時、日本列島が大陸と陸続きであったことを示している。

3,000万年～4,300万年前には、萩市須佐の弥富から萩市田万川の南部、島根県益田市西部にかけて分布する、長径16km、短径8kmに及ぶ田万川カルデラが形成されている。長門市向津具半島の、海水を高く噴き上げる現象を起こす、国天然記念物及び

名勝「竜宮の潮吹」を構成する安山岩なども、当時の火山活動によるものである。

その後、約1,500～2,000万年前に、アジア大陸の東縁部で地下から巨大な熱い物質が上昇して裂け目ができ、日本海が形成された。熱い物質の供給はその後も続き、日本海沿岸部を中心に、主に玄武岩からなる山陰火山岩の噴出があった。萩市沖合の約45kmにある見島もこのときに形成された。長門市向津具半島の、玄武岩の柱状節理が美しい、国名勝及び天然記念物「俵島」も、当時の火山活動によるものである。

また、この頃に形成された深成岩として、萩市須佐の高山の斑れい岩体がある。標高532.8mの高山のほとんど全山が、約1,300万年前にマグマが冷え固まってできた斑れい岩からなっている。山頂部の斑れい岩が異常に強い磁気を帯びているのは磁鉄鉱によるものであり、昔から「磁石石」と呼ばれてよく知られている。

萩市須佐の国名勝及び天然記念物「須佐湾」は、砂岩と泥岩(頁岩)が交互に堆積し、灰白色と黒色の縞模様をしているが、地下から入り込んだ高温のマグマ(斑れい岩)の熱によって硬化しており、ホルンフェルスとなっている。特に壘岩は、10m以上の海食崖となっている。

また、当時の砂岩と頁岩の互層の堆積は、長門市向津具半島の市天然記念物「久原横臥褶曲構造」でも見られる。ここでは、海中地すべりにより横臥褶曲状におし曲げられている。

新生代第四紀(258万年前～現在)

中国地方西部は、新第三紀末から第四紀にかけて隆起しており、流水の侵食により、美しい峡谷が形成されている。また、秋吉台の地形や秋芳洞、景清穴、大正洞、中尾洞などの石灰洞は、第四紀に形成されたものであり、現在も日々侵食が進行している。

現在、県内には活動している火山はみられないが、第四紀に入っても、火山活動は続いている。萩市の笠山は数千年前まで活動していたこともわかっており、活火山に指定されている。第四紀の火山群には、萩市に広がる阿武火山群と、島根県津和野町・山口市阿東町から山口市徳地町の長者原、周南市の金峰山、四熊ヶ岳、獄山へと約50kmにわたって連なる青野火山群がある。阿武火山岩は、玄武岩、角閃石安山岩などからなり、青野火山岩は角閃石安山岩、アダカイト、デイサイトからなる。

約200万年前から約150万年前及び約80万年前から約8,800年前を主体とする阿武火山群の活動は、粘性の小さなマグマにより萩市の中心部の北に浮かぶ、台地状の萩六島と呼ばれる大島、櫃島、肥島、尾島、相島、羽島や、萩市の北東部約400km²の広さに、千石台等の溶岩台地や、笠山などの比高100mほどの丘陵性山地を形成した。これらは一つ一つが異なった時代に噴火した火山である。

青野火山群は約61万年前から約36万年前及び約19万年前から約9.5万年前を主体として活動している。なお、令和元年には島根県津和野町の青野山が国の天然記念物及び名勝に指定されている。

阿武火山群の一角にある萩市上小川では、道路工事による掘削により、玄武岩の柱状節理と水中自破壊溶岩が露頭した。ここはかつて、基盤となる安山岩を侵食して川が流れ、礫層を形成した。その川に、約33万年前に阿武火山群の伊良尾山から噴出した高温の

玄武岩溶岩が流入し、水蒸気爆発を起こし、水中自破砕溶岩を形成した。破砕片は川の流路を変え、この地域は乾陸化した。さらに溶岩が噴出し、乾陸上で冷却したため体積収縮によって、柱状節理が生成されたという過程をよく残しており、県では「田万川の柱状節理と水中自破砕溶岩」として天然記念物に指定している。

また、萩市笠山の麓にある、国天然記念物「明神池」も、笠山の火山活動を証するものである。笠山と本土の間の海が溶岩などでせき止められてできた、大池(面積8,646㎡)、小池(1,553㎡)、奥の池(321㎡)からなる海跡湖。溶岩の塊のすき間を通して海水が入り出す塩水湖であり、以前は潮の干満の影響を受けて、池の水面が上下していた。

また、熊本県阿蘇山の約9万年前の噴火(Aso-4)では、瀬戸内海を越えて火砕流が押し寄せており、宇部市、山口市小郡、大内、美祢市秋吉に堆積物が見られる。降り積もった火山灰と合わせると層の厚さが2m以上に及ぶところもある。

その他、埋蔵文化財の発掘の際に年代の指標となる火山灰に、始良 Tn 火山灰がある。これは、2.9万年前の始良カルデラ形成時に噴出した火山灰で、厚いところでは60cmに及んでいる。また、喜界アカホヤ火山灰は、7,300年前の喜界カルデラの形成時に噴出したものであるが、県内では層を成すまでには至っていない。

第四紀は何度か氷河が発達し、本県付近でも気温が下がり、海面が低下した時期があったことが知られている。朝鮮半島、中国東北部など寒い地方に多い北方系の植物であるエヒメアヤメは、大陸と海を隔てた本州西部、四国、九州に点々と自生しており、氷河期に日本列島がアジア大陸と陸続きだったことを示す大陸系遺存植物のひとつである。本県では、下関市豊浦町が「小串エヒメアヤメ自生南限地帯」として、防府市西浦が「エヒメアヤメ自生南限地帯」の一つとして、国の天然記念物に指定されている。

(参考文献:山口地学会編『山口県の岩石図鑑』第一学習社 H3.5.1)

地質単元	分布面積(%)	地質単元	分布面積(%)
新生代第四紀層	10.0	新生代火山岩	4.4
新生代第三紀堆積岩	2.5	新生代深成岩	0.5
中生代陸棚型堆積岩	9.5	中生代火山岩	23.5
中生代付加型堆積岩	4.7	中生代深成岩	22.7
		中生代低圧型変成岩	3.4
		中生代高圧型変成岩	10.7
古生代付加型堆積岩	6.1	長門構造帯構成岩石	0.5
古生代石灰岩	1.5		

表2 山口県の地質区分とその分布面積比(山口地学会編『山口県の岩石図鑑』第一学習社、H3.5.1)

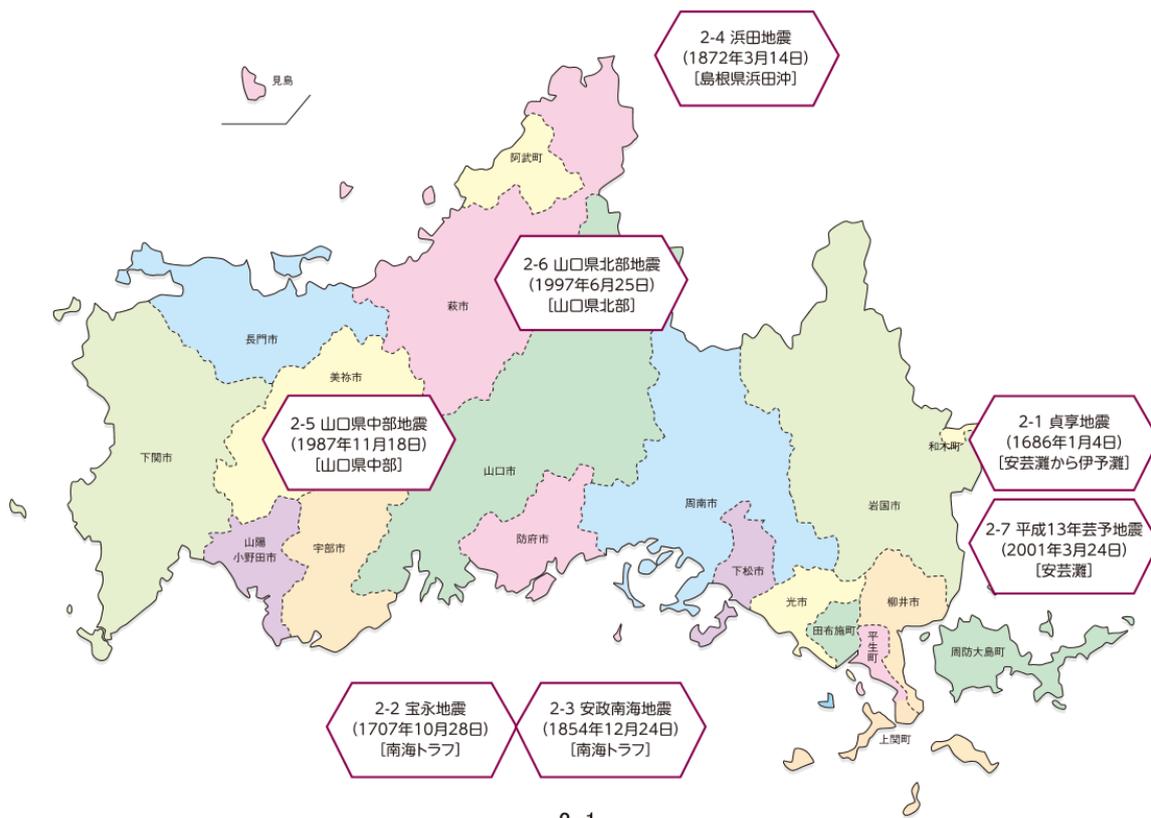
〔災害〕

平地が少なく、地形が複雑に入り組み、急な傾斜地が多い。また、河川の多くは一般に、幅が狭く、流れが急なものが多く、地質的にも風化しやすく侵食に弱い花崗岩地帯も多いことから、梅雨前線の停滞・活発化や台風の接近・上陸等による大雨で、洪水・浸水、土砂

	台風・高潮	地震	豪雨・土砂災害
1650	承応2年の台風 (1653.8.5) 延宝2年の台風 (1674.8.17) 延宝6年の台風 (1678.8.5) 元禄6年の台風 (1693.6.25)	延宝4年地震 (1676.6.2) 貞享2年地震 (1685.12.10)	
1700	元禄15年の台風 (1702.8.29~30) 正徳3年の台風 (1713.7.13)	宝永4年地震 (1707.10.28)	延享2年の水災 (1745.7.14) 宝暦5年の水災 (1755.6.5~8)
1750		寛政4年地震 (1792.12.2)	
1800	文政11年の台風 (1828.8.9)		
1850		弘化4年地震 (1847.11.29) 安政大地震 (1854.11.4~5) 安政4年地震 (1857.10.5,17.8.25) 安政5年地震 (1858.12.2)	戸田の大つえ (1831.6.5) 天保11年の水災 (1840.6.5) 嘉永3年の水災 (1850.6.1)
1900	大正7年の台風 (1918.7.10~12) 大正13年の台風 (1924.8.20) 周防灘台風 (1942.8.27) 枕崎台風 (1945.9.17)	明治5年地震 (1872.2.6)	郷坪大水害 (1886.9.24)
1950	キジヤ台風 (1950.9.13) ルース台風 (1951.10.13-14) 昭和29年台風12号 (1954.9.14)	昭和16年地震 (1941.4.6)	佐波川水害 (1951.7.8-10)

出典：『山口県災異誌』、『山口県文化史年表』他

表3 近世から昭和20年代までの台風・高潮、地震、豪雨・土砂災害
 (『第8回中国四国地区アーカイブズウィーク「山口県災害記 過去の話語り学ぶ」展示リーフレット』山口県文書館H25.6,p3)



2-1

図1 大雨、台風・高潮による被害

(『災害事例編集委員会編『災害事例集 ～後世に被害を語り継ぐ～』山口県緑部防災危機管理課H28.3,p1-1)

崩れ・土石流などによる被害が、過去、数多く発生している。

勢力の強い台風が、九州の西の海上を弱まることなく北上し対馬海峡を通過したときや、長崎県に上陸した後北東に進んだ場合には、台風による強風や大雨により、過去、大きな被害が発生している。また、周防灘沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の海岸であるため、猛烈な風により、瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられることから、高潮による災害も発生している。

(参考文献: 災害教訓事例編集委員会編「災害教訓事例集 ～後世に災害を語り継ぐ～」山口県総務部防災危機管理課H28. 3, p1-1)

(2)人口

昭和60年(1985)の160万2千人から減少を続け、平成27年(2015)には140万5千人まで減少している。

人口減少、少子高齢化の更なる進行は、産業・経済をはじめ、地域社会や県民生活に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

以前は、人口流出による恒常的な社会減(転入-転出による人口減)を自然増(出生-死亡による人口増)が補っていたが、現在では、社会減に加え、大幅な自然減により、人口減少に歯止めがかからない状況となっている。平成29年(2017)の転出数は、15～29歳が全体の約9割を占めている。

出生数は、平成29年(2017)の1年間で1万人を割り込んでおり、今後、人口減少率はさらに拡大し、平成27年(2015)から30年間で約37万人(26%)減少すると見込まれている。また、いわゆる団塊の世代が、令和7年(2025)年から75歳以上となり、令和12年(2030)には人口に占める75歳以上の割合がピークを迎えると見込まれている。

特に中山間部の人口減少は著しい。人口の推移をみると、県全体においては、昭和55年(1980)から平成27年(2015)までの35年間で約11.5%の減少率であるのに対し、中山間地域では約25.8%と、倍以上の減少率である。また、県全体に占める中山間地域の人口の割合も、昭和55年では約3割を占めていたが、平成27年(2015)では約2割5分に減少している。県全体、中山間地域ともに人口減少率が次第に増大しているが、中山間地域は県全体を大きく上回る人口減少率となっている。

区分		S55	H2		H12		H22		H27	S55/H27 人口減少率
県全体	人口(千人)	1,587	1,573		1,528		1,451		1,405	
	人口減少率		S55/H2	0.9%	H2/H12	2.9%	H12/H22	5.0%		11.5%
中山間地域	人口(千人)	472	442		409		366		350	
	中山間地域/県全体 割合	29.7%	28.1%		26.8%		25.2%		24.9%	
	人口減少率		S55/H2	6.4%	H2/H12	7.5%	H12/H22	10.5%		25.8%

表4 県人口と中山間地域の人口

(3)歴史・文化

山口県は、古く周防国、長門国と呼ばれており、二つの国をあわせ、防長両国という。

この地に人類がいつ住みついたかははっきりしないが、三方を海で囲まれ、余り高い山もなく、気候は温暖なこの地は、人々の生活適地であり、大陸からの渡来人も多かったと思われる。このため、水稻耕作も大陸から九州やこの地方に早く伝わり、実施されていた。

県内には、旧石器時代の遺跡もいくつかあるが、史跡に指定されている遺跡はない。

〔縄文・弥生時代〕

縄文時代後期から晩期を主体とする集落跡、平生町の「岩田遺跡」は、土器・石器の特徴から当時の瀬戸内海と九州の両文化圏接触の実体を知ることができる。

弥生時代前期から中期にかけての大規模な集落跡、下関市の「綾羅木郷遺跡」では環濠に囲まれた1,000基近くの貯蔵穴が確認されている。土器、石器、鉄器など出土品も多彩である。「梶栗浜遺跡」もその近くにあり、弥生時代前期から中期にかけての埋葬遺跡で、銅鏡や銅剣が出土している。

弥生時代前期末を中心に営まれた集団墓地、下関市豊北町の「土井ヶ浜遺跡」は、300体以上の人骨が出土し、弥生時代人の形質や、当時の墓制や埋葬習俗を知ることができる。

阿東町徳佐盆地から出土した「宮ヶ久保遺跡出土木製品」は、弥生時代の農具、工具、日用什器、狩猟具、武器形祭器など一括木製品で、質量ともに全国有数の資料である。

〔古墳時代〕

柳井市の「茶臼山古墳」は、古墳時代前期末頃と推定される全長90mの前方後円墳である。葺石、円筒埴輪列をもち、石室からは鏡5面の外、鉄剣、鉄鏃なども出土、鏡の面径は44.8cmで、古墳出土としては国内最大の鏡である。平生町の「白鳥古墳」は古墳時代中期の全長120mの前方後円墳で、県内最大の古墳である。銅鏡2面、巴型銅器5個、管玉等が出土している。銅鏡は、当時の威信財と考えられ、被葬者が重要人物だったとうかがわせる。

古墳出土品のうち注目すべきものは、萩市「円光寺古墳出土品」の環頭大刀柄頭3箇がある。径約6cmの環の中に鳳凰を配し、銅に金メッキした豪華なもので、この地に権力者がいたことを示す。

山口市の「赤妻古墳出土の舟形石棺」は、五世紀前半頃の刳抜式の舟形石棺で、蓋の側面に4ヶ所、身の前後両端に各1ヶ所の縄掛突起をもつ。長門市の椋塚横穴墓群の銅製の壺^{かぶつち}や頭椎大刀柄頭は、県内唯一の出土例である。防府市「大日古墳」の刳抜式家形石棺は、家形石棺としては県内唯一のもので、棺は身と蓋からなり、蓋の左右両側に各2、前後に各1の縄掛突起がある。

弥生時代後期から古墳時代後期にわたる墳墓群、山口市の「朝田墳墓群」は、各種の墳墓があり、連綿と営まれた墳墓群の変遷過程を示している。

古墳時代から平安時代初頭にかけて、須恵器を生産した窯跡が多く残っている。山口市の国史跡「陶陶窯跡」は、天井部をはじめ、窯の完全に近い状態で残っている。その他、美祢市美東町の「末原窯跡群」、長門市の「峠山の須恵器窯跡」が県史跡となっている。

〔飛鳥・奈良時代〕

大化2年(646)に、いわゆる大化改新の詔が発せられ、日本は天皇を中心とする中央集権の政治体制が確立した。国造を廃し、新たに国が、その下には郡が、郡の下には里が設けられた。県域には周防国と長門国が設けられた。

国の行政を司った官衙(国衙)の所在地を国府という。周防国の国府は現在の防府市にあり、周防国衙は中世以降「土居八町」と呼ばれていた。都を小規模に模しており、中央を南北にはしる朱雀通りと、条里にそって1町毎に縦横に街路があった。周防国は鎌倉時代初期、奈良東大寺の造営料国に当てられ、土居八町の国府域は、明治維新に至るまで公領の性格を留めたため、今も国府の原形がよく残っている。このため、「周防国衙跡」は国衙跡として全国初の国史跡となった。

周防国衙の西北方900mに、周防国分寺がある。奈良時代に聖武天皇の発願によって建てられた国分寺の一つで、境内がほぼ奈良時代当時のまま維持されており、全国的にも珍しい。「周防国分寺旧境内」として国の史跡に指定されている。

飛鳥時代末頃から、日本でも唐の制度に準じ、貨幣を造るようになり、この造幣の役所を「鑄銭司」といった。最初は都に近い地にあったが、後には長門国・周防国に鑄銭司が置かれた。鑄銭司は役所であり、また工場であった。奈良時代の通貨である「和同開珎」が長門国府(下関市長府)近くの長門鑄銭所から出土し、「長門鑄銭所跡」は国史跡、出土品「長門国鑄銭遺物」は重要文化財となっている。

長門の鑄銭司は、天長2年(825)に周防国、現在の山口市鑄銭司に移った。以後、ここは国内唯一の鑄銭司として150年余り存続した。「周防鑄銭司跡」として国の史跡に指定されている。

美祢市の国史跡「長登銅山跡」は、8世紀から10世紀にわたり栄えた長門国直轄の採銅・精錬官衙跡で、日本古代の銅生産の実態が解明できる貴重な遺跡である。ここで精錬された銅は、奈良東大寺の大仏や、長門鑄銭司や周防鑄銭司での通貨の製造などに使われた。

飛鳥時代に大陸から仏教が伝来するが、それと共に仏像ももたらされたと考えられる。県内にこの時代の伝来仏はないが、日天寺の「金銅如意輪観音菩薩半跏像」は大陸風な手法であり、7世紀後半に国内で制作されたものといわれる。山口市神福寺の「木造十一面観音立像」は、時代が少し下り、唐で制作されたものと見られ、奈良時代か平安時代に請来されたものと考えられる。

萩市の「見島ジーコンゴ古墳群」は7世紀後半から10世紀初頭にかけて築造された約200基の積石塚からなる群集墳で、古代の墓制や対外関係を示している。

「石城山神籠石」は、北部九州から瀬戸内沿岸一帯に多くの例がある朝鮮式山城で、対外関係の緊張化を反映した城砦跡とみられている。

〔平安時代〕

平安時代前期には、最澄・空海らが新しい宗教活動を行い、当時の精神史・文化史上に新たな風を起こした。防長にも、この時代の創建という寺伝を持つ寺院がいくつかあり、新しい仏教の波及が感じられる。また、神社においては、延喜式の制度で15座が防長の官社と

して神名帳に見られ、「六国史」にはこれらの神社に位階が授けられた記事もあるが、平安時代の建物で直接今に残っているものはない。

平安時代初期の彫刻は、木彫の量感を誇示し、奈良時代の仏像とは造型感覚を異にする。山口市正護寺の「木造薬師如来坐像」はこの時代のもので、量感のある端正な姿は、中央作と思われる。周防鑄銭司の役人が、畿内からもたらしたものと考えられる。下関市の国分寺蔵「木造不動明王立像」も平安時代初期のもので、明王像としては県内で最も古い。防府市の周防国分寺金堂の「木造四天王立像」もこの時代の作で、全国的に見ても四天王の古い遺品といえる。同じく国分寺金堂の「木造日光菩薩立像」・「木造月光菩薩立像」も平安時代の早い頃の作である。

平安時代後期になると、それまであらゆる面で見られた唐文化に代って、藤原氏の繁栄とともに和風文化の最盛期となる。それは建築・絵画・彫刻・工芸品など全ての面にわたって、平明、優美、調和を特徴とする。仏像は仏師定朝やその一派によって造られ、尊容満月のごとく、慈悲あふれるような女性的な優しい姿となった。

いわゆる藤原時代の仏像は数多く残る。周防大島町の西長寺、下関市豊浦町の安養寺、山口市の玄答院にはそれぞれ阿弥陀如来の丈六像があり、この時代を代表する仏像である。周防国分寺の半丈六の「木造阿弥陀如来坐像」は、定朝様式の完好の作である。防府天満宮の「木造大日如来坐像」、山口市龍蔵寺の「木造大日如来坐像」、下関市専念寺の「木造薬師如来立像」、萩市南明寺の「木造聖観音立像」「木造千手観音立像」など重要文化財となっている仏像の他、県有形文化財になっている仏像は十数体に及ぶ。そのうち山口市大林寺の「木造十一面観音菩薩立像」は、治承2年(1178)に仏師僧禅忍十輪坊が造ったとの像内銘があり、造像の経緯が明らかな貴重な仏像である。

周南市楞嚴寺の「金造菩薩形坐像」は、高さ4cmの小像で、鑄上りは充分でないが、純金の像として全国に例の少ない平安仏として特異な存在である。

仏像以外の宗教美術として、工芸では防府天満宮蔵の「金銅宝塔」がある。塔身に長文の刻銘があり、承応2年(1172)、周防国衛の目代藤原秀助が、松崎神社の御前に安置したものとわかる。高さ40cmの小塔であるが、姿態や、製作の年代が明らかなことで注目される。

平安時代後期の書跡として、防府毛利報公会蔵の「紙本墨書古今和歌集卷第八」1巻と「史記呂后本紀第九」1巻は1000年近く伝来してきたもので、共に国宝に指定されている。古今和歌集は、文字が美しく紀貫之筆という伝承がある11世紀半ばの写本で、写本としては最古のものである。史記呂后本紀は、中国における正史の初めをなす史記古鈔本で、延久5年(1072)に大江家国が書き写したものである。

山口市秋穂遍明院の、県有形文化財「紺紙金泥法華経」8巻は平安時代後期の遺品である。卷子装で、各巻とも表紙は紺紙に金銀泥で宝相華唐草文、見返しには紺紙に金銀泥で、釈迦説法図など、経意にちなんだ仏、菩薩などが画かれている。

〔鎌倉時代〕

鎌倉時代初期の県内の文化財には、俊乗坊重源の奈良東大寺の再建にかかわるものが多い。源平の戦乱によって焼失した奈良・東大寺は、平家滅亡後にこれを再興することにな

り、周防国がその造営料国に充てられた。俊乗坊重源は東大寺再建の大勸進として、周防国の国務の管理を下知され、文治2年(1186)周防国に下向した。重源は、東大寺再建の任務だけでなく、周防国すべての国務が一任されたので、国司上人と呼ばれた。東大寺再建の巨木は、佐波川の上流の山林を中心に集められ水流を利用して海へ、そして奈良に運搬された。機械力の無い時代、巨木の伐採、運搬は難事であったが、重源の信仰心と熱意により、東大寺の金堂や南大門などの大伽藍のほとんどが周防の材木によって完成した。

佐波川の水流通を確保するため、118ヶ所をせき止め、関水といわれる狭長な水路を特設し、材木を流す流材道とした。この関水は2箇所残り、国指定史跡となっている。山で働く人夫の疲れを癒すために重源が各地に造った石風呂も残り、うち「野谷の石風呂」が国指定史跡、「岸見の石風呂」が重要有形民俗文化財となっている。

重源は、周防国の社寺の創建、再興、仏像の造立も多く行っている。山口市徳地の「月輪寺薬師堂」は、文治5年(1189)に重源上人が再興した建物と伝えられる。鎌倉時代の質実剛健な手法を見せる県内最古の建造物である。その他、防府の阿弥陀寺をはじめ、防府市、山口市徳地に重源創建、再興の寺伝をもつ寺院がいくつかあるが、当時の建物は現存しない。仏像では、防府市阿弥陀寺に重要文化財「木造重源坐像」が、同じく阿弥陀寺山門には重要文化財「木造金剛力士立像」2軀があり、鎌倉彫刻の力強さを見せている。重源遺品には建久8年(1197)の銘のある国宝「鉄宝塔(水晶五輪塔共)」もある。鎌倉時代の仏教工芸品として他に例がない。関係文書では、重要文化財「紙本墨書阿弥陀寺田畠注文並免除状」「紙本墨書東大寺領周防国宮野庄田畠等立券文」「周防国一宮造替神殿宝物等目録」などがある。

重源関係以外の仏寺では、元応2年(1320)に建立された下関市の「功山寺仏殿」がある。これは、鎌倉時代に禅宗と共に中国から伝えられた新しい建築様式、禅宗様式の仏殿で、禅宗様式建築としては日本最古の遺構といわれ、国宝になっている。

仏像は、長門市油谷二尊院に重要文化財「木造釈迦如来立像・木造阿弥陀如来立像」がある。この釈迦如来は、いわゆる清凉寺式釈迦像といわれる特異な形式で、文永5年(1266)の像内銘がある。他に、萩市大照院の重要文化財「木造赤童子立像」がある。赤童子は天孫降臨の時の使者である春日大明神であるといわれている。木造では全国的にみて他に例がなく珍しい。

県有形文化財となっているものは、柳井市浄光寺の「木造薬師如来坐像」、防府市国分寺の「木造阿弥陀如来立像」、山口市龍蔵寺の「木造千手観音菩薩坐像」、宇部市瑞松庵の「木造十一面観音菩薩立像」、平生町神護寺の「木造地藏菩薩坐像」などがあり、他にも多くの如来、菩薩の秀作がある。鎌倉彫刻の特色ともいふべき、活動的、写実的な技法を反映する仏像として明王、天部の像も当時のものがいくつも残っていて県有形文化財となっている。また、金銅製の一光三尊立像、いわゆる善光寺式如来といわれる形式の仏像が全国的に造られ、長門市極楽寺その他にそれが伝わる。極楽寺のものは県有形文化財である。

肖像彫刻として、山口市源久寺に「木造平子重経(沙弥西仁)坐像」がある。重経は源頼朝に仕え、地頭として仁保に下向した武士で源久寺の開基である。等身大の像で、法体ながら武人の気迫を漂わせる、県内では他にない鎌倉時代の肖像彫刻である。

工芸品では、鰐口、銅鐘がある。県立山口博物館寄託の弘長元年(1261)の銘がある「鰐口」は、表面が鍍金されていて美しい。小型であるが全国的に見て古い年号を持つ作品である。防府天満宮蔵の文応9年(1261)銘の「梵鐘」は、もと福岡の天福寺の鐘であるが、銘は陽鑄、形姿は堂々とした秀作である。

絵画は、防府天満宮の重要文化財「紙本著色松崎天神縁起」6巻がある。菅原道真一代の垂験を現わし、松崎天神社開創の由来が述べられている。奥書に応長元年(1311)とある。色彩は美しく鎌倉時代絵巻形式が整った頃のものである。

仏画では、下関市国分寺の重要文化財「絹本著色十二天曼荼羅図」があり、この種の曼荼羅では国内唯一のものである。下関市豊田町神上寺には重要文化財「絹本著色仁王経曼荼羅図」(県立山口博物館寄託)、県有形文化財「絹本極彩色理界曼荼羅・智界曼荼羅」(下関市立歴史博物館寄託)2幅の優品がある。岩国市徴古館蔵の県有形文化財「絹本着色仏国国師像」は14世紀初めの頃のもので、県内最古の頂相である。

石造文化財では、山口市源久寺の「宝篋印塔」は鎌倉中期頃の作である。防府市護国寺の「笠塔婆」は、貞永元年(1232)の銘文があり、笠塔婆として全国的にも珍しい。五輪塔では、長門市油谷二尊院のものが、無銘であるが、鎌倉様式の五輪塔である。萩市長寿寺の十三重塔は、県内の石造層塔のうち、嘉元4年(1306)の刻銘があり最古、最美のものである。石塔婆としては、周防大島町浄西寺に石塔婆2基があり、そのうちの1基に建仁2年(1201)の銘がある。長門市永福寺の石塔婆には寛喜元年(1229)の銘があり、浄西寺の石塔婆と共に県有形文化財となっている。

〔室町時代〕

当初は厚東氏が長門守護に任じられていたが、延文3年(1358)に周防守護であった大内弘世が長門に兵を進めてこれを降した。以後大内氏は、周防国山口に居館を構え、ここを本拠として中国地方と九州に250年間権力を振う。大内氏の繁栄に伴い、大内氏とその一族は山口を中心に多くの社寺を建立した。

神社建築として、応安3年(1370)に大内弘世が造営した、下関市の国宝「住吉神社本殿」が挙げられる。九間社流造の横長の屋根に5つの千鳥破風を付けた形式で、他に例がない特異な本殿である。山口市の「平清水八幡宮本殿」は形式の古い蛙股があり、室町時代初期頃の建築である。山口市の「今八幡宮本殿・拝殿・楼門」はその全ての建物が連結されており、山口地方で独特な形式である。これは、17世紀頃から多くなる権現造りの先駆的な形式と考えられている。山口市「古熊神社本殿・拝殿」も、今八幡宮と同形式であるが、本殿が入母屋造りとなっている。光市「石城神社本殿」は室町時代中期の建物で、春日造り形式の本殿としては全国的に見ても大きなものである。これらは、いずれも重要文化財である。神社建築の再建は一般に、これまでの形式をそのまま踏襲するが、大内氏が関わった神社は全て規模が大きくなり、また今までの形式にこだわっていない。

寺院建築では、山口市の国宝「瑠璃光寺五重塔」がある。この塔はこの地にあった香積寺の塔として、嘉吉2年(1441)に建立された。室町時代の優れた建築の一つであるとともに、大内氏隆盛時の文化を示すものとしても意義深い。山口市の「洞春寺観音堂」は、もと瀧の

観音寺の仏殿として創建されたもので、禅宗様建築の特異な建物である。「洞春寺山門」は、この地に早くあった国清寺の遺構とみられる。観音堂と共に重要文化財である。

山口市の重要文化財「龍福寺本堂」は、大内にあった興隆寺の釈迦堂を移築したものである。興隆寺は大内氏の氏寺で、防長第一の大寺であったが、明治になり衰退し、釈迦堂も移築された。この建物は、大永元年(1521)の建立で、内部の太い檜の丸柱や、大きな梁、板蛙股などよく室町時代の寺院建築の特色をみせている。下松市の重要文化財「閼伽井坊塔婆(多宝塔)」は多宝塔と呼ばれる形式の塔で、室町時代末期の建築である。

仏像は室町時代になると、彫刻史の上からも衰退をたどるが、初期の仏像には大作がある。周防国分寺本尊の「木造薬師如来坐像」は、国分寺が応永24年(1417)に焼亡した後に、再建された金堂に新しく安置された本尊で、大内盛見によって再興供養がなされたという。像高195cmの大作で、室町彫刻の大作は全国的にみても数が少なく、この像は中国地方における代表的遺品として、重要文化財に指定されている。山口市清水寺の「木造金剛力士立像」も一木造りの大作である。また宇部市の東隆寺の「木造地藏菩薩坐像」や、萩市仏光寺の「木造文珠菩薩騎獅像」などは時代を代表する仏像で、県有形文化財となっている。山口市平清水八幡宮蔵の「木造獅子狛犬」1対は、底部に応安6年(1373)の墨書銘があり、製作年代のはっきりする狛犬としては最古級のものである。

室町時代には、禅宗寺院の開山・開基の頂相が、彫刻や絵画により造られるようになる。頂相は全国的にみれば、鎌倉時代から製作されるが、防長では室町時代から盛んとなり秀作もある。その内県有形文化財になっているものは、山口市洞春寺蔵の「塑造竜岡玄珠禅師坐像」「木造石屏子介禅師坐像」「木造大内義弘坐像」「木造大内盛見坐像」「木造大内持盛坐像」や美祢市秋芳町自住寺蔵の「塑造寿円禅師坐像」、萩市大照院蔵の「木造義翁和尚倚像」などがある。

絵画の頂相は山口市瑠璃光寺にある開山、二世、三世のものが有名である。特にこの二世「絹本着色岩東純和尚像」は、雪舟の落款があり、雪舟77歳の筆とされる。宇部市東隆寺には、「普応中興大建禅師画像」の頂相がある。これらの頂相は県有形文化財である。

開基の画像としては、周南市竜豊寺の重要文化財「絹本著色陶弘護像」がある。文明16年(1484)牧松周省の賛がある。宇部市東隆寺には厚東武実の画像がある。山口市龍福寺の「絹本着色大内義隆画像」には義隆が自刃した際、菩薩戒を受けた大寧寺住持の異雪慶珠の賛があり資料的にも貴重である。ともに県有形文化財である。

室町時代中期、画僧雪舟は山口に移り住み、半世紀の間、雲谷庵を本拠として画筆を振るい、多くの作品を残し、また沢山の弟子を養成した。雪舟は50歳の頃、大内氏の遣明船に乗って大陸に渡り、禅を学び絵を学んだ。帰朝後も山口に住んだ。防府毛利報公会蔵の国宝「紙本墨画淡彩四季山水図」は、雪舟67歳の時の作品で、全長16mの山水大絵巻は雪舟の最高傑作である。県立美術館には雪舟筆の山水小巻と呼ばれる重要文化財「紙本墨画山水図」があり、さらに重要文化財の「紙本淡彩牧牛図」の牧童、渡河の2図が所蔵されている。雪舟は71歳の時弟子に自画像を描き与えたというが、その原図は伝来していないが、江戸時代の初期に雲谷等益が写したものが、山口市常栄寺に残っていてその姿を偲ぶことができる。県有形文化財である。

雪舟関係以外の絵画としては、山口市古熊神社蔵の重要文化財「紙本墨画天神図」がある。画家は不明であるが、禅僧惟肖の賛があり、室町初期の作品とわかる。下関市豊浦町三恵寺蔵の県有形文化財「紙本墨画白衣観音図」も室町初期の絵で、応永24年(1417)の賛がある。また萩東光寺蔵の「絹本着色釈迦三尊像」、及び下関市住吉神社蔵の「板絵着色繫馬図」は共に雲溪永怡の画である。彼は雪舟の流れを汲み、16世紀前半に防長で活躍したといわれ、共に県指定文化財である。

室町時代末の武将の肖像として、共に重要文化財の防府毛利報公会蔵の「紙本著色毛利元就像」があり、山口豊栄神社には「絹本着色毛利元就像」がある。豊栄神社の画像は元就66歳の時の寿像である。また、共に県有形文化財の山口県立博物館蔵の「絹本着色尼子晴久像」「紙本着色尼子経久像」も戦国時代の雄将の風貌をよく伝えている。山口市源久寺蔵の「絹本着色仁保弘有像」は、室町時代中期の絵である。雪舟と共に渡明した天与清啓の賛がある。

工芸品では鰐口、銅鐘が多く残っている。重要文化財では、山口市今八幡宮(山口市歴史民俗資料館寄託)の鰐口が、天文3年(1534)銘の、大内義隆寄進で直径85cmの巨大なものである。山口市興隆寺にある大内義隆寄進の梵鐘は、総高2mに近い巨鐘で、享禄5年(1531)の銘があり、出来栄えも立派で、大内氏の財力と文化を示す。

県内の古社寺・名家では、中世から近世にかけての古文書を多く所蔵しており、「赤間神宮文書」「忌宮神社文書」、「毛利家文書」「吉川家文書」「熊谷家文書」「有光家文書」が重要文化財、「住吉神社文書」「防府天満宮文書」「周防国分寺文書」「日置八幡宮文書」、「安尾家文書」「武久家文書」「兄部家文書」などが県有形文化財である。また、宇部市東隆寺蔵の「南嶺和尚道行碑文」は禅僧入寺を書き記した文書であり、伝来するものが少なく珍しい。

和歌などの筆跡として、足利尊氏外三人筆の忌宮神社蔵の「紙本墨書豊浦宮法楽和歌」と、連歌師宗祇ら筆の、住吉神社蔵の「住吉社法楽百首和歌短冊」が重要文化財である。

写本として、赤間神宮蔵の重要文化財「紙本墨書平家物語(長門本)」がある。この長門本平家物語の祖本完成は鎌倉時代末を下らないといわれるが、この写本は室町中期頃とされる。吉川家蔵の重要文化財「紙本墨書吾妻鏡」48冊は、大永2年(1522)右田弘詮の奥書のある写本で、吉川本吾妻鏡として知られる。同じく吉川家に伝わる、「太平記 吉川元春筆」41冊は、永禄8年(1565)に吉川元春が陣中で写したものである。「元亨釈書 吉川経基筆」15冊は、経基(1428～1520)の筆写になるもので、共に重要文化財である。

中世禅宗寺院には、それにふさわしい庭園が造られた。山口市にある国史跡・名勝「常栄寺庭園」は雪舟作庭という伝承がある室町時代中期の庭で、池を中心に岩を豊富に配置している。宇部市の国名勝「宗隣寺庭園」は室町時代にあった普濟寺の池庭を改修整備したものといわれ、夜泊石風に配した立石や、干潟様の岸など特有の意匠を作り出している。光市の県名勝「普賢寺庭園」も本格的な枯山水庭園である。

現在龍福寺の境内となっている「大内氏館跡」、八坂・築山両社の境内となっている「築山館」、大内義長が築いた「高嶺城跡」、吉敷に大内義興が創建したという「凌雲寺跡」の4か所が「大内氏遺跡附凌雲寺跡」として国史跡となっている。防府市の国史跡「敷山城跡」は建武中興で、足利方に対して戦った、周防国衙の清尊・教乗らが立て籠もった山城である。宇

部市の県史跡「霜降城跡」は厚東氏の居城であった。周南市の県史跡「若山城跡」は大内氏の重臣、陶氏の本城であった。共に中世の山城である。

〔江戸時代〕

江戸時代、防長は、大内氏のあとを受け継いだ毛利氏が領主となり、萩に城を築いた。萩城は慶長9年(1604)に着工し、5年後に完成した。五層の天守閣や本丸・二の丸・三の丸・藩主居館・諸役所の建物などを備え、雄藩にふさわしい城構えであったが、明治初年解体された。現在は石垣と堀だけが残り、国史跡「萩城跡」となっている。慶長9年(1604)、幕府は各大名に領地の絵図を提出させたが、その時の控図が宇部図書館に所蔵されている(慶長国絵図 控図)。家老福原家に伝わっていたもので、全国唯一の遺存例であるといわれ、重要文化財(歴史資料)に指定されている。

萩は、260年間城下町として栄えたが、幕末に藩庁が山口に移り、続いて明治維新となったので、萩の武家屋敷や街路がよく残り今に至っている。萩市呉服町・南古萩町は「萩城城下町」として国史跡となっており、旧藩時代の侍屋敷の姿をそのままみることができる。また堀内地区・平安古地区は国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されており、今もよく往時の侍屋敷の地割りの跡などを留めている。

萩から山口を経て三田尻港へ至る、国史跡「萩往還」は、萩から江戸への参勤交代の道であった。江戸時代の面影を留める箇所も多い。萩市の国史跡「旧萩藩御船倉」は、藩主の御座船を繫留する船倉で、両側の石壁の上に本瓦葺の屋根がある。屋根が残る御船倉は全国他に例がない。

萩藩では藩士の子弟の教育施設として、享保3年(1718)に藩校明倫館を創建し、嘉永2年(1849)に移転新築して、施設の拡充を図った。国史跡「旧萩藩校明倫館」にはその一部が残っている。萩藩の重臣達は、その領内に郷校をつくり子弟の教育に当たっていた。現在郷校の建物が残っているのは、三丘領主宍戸氏が文化6年(1809)に創立した周南市の徳修館だけであり、県有形文化財となっている。

萩藩主は毛利輝元の嫡男秀就が初代で、幕末の敬親までで13代となるが、この輝元以降の藩主及びその夫人や一族の墓、国史跡「萩藩主毛利家墓所」は、萩市の天樹院・大照院・東光寺、山口市の香山墓地にある。

岩国6万石を領有した吉川氏一門の墓所、岩国市横山の県史跡「岩国藩主吉川家墓所」は、11代の当主とその夫人子女の墓が51基あり、大型の五輪塔が多く、豪華である。

毛利秀元を藩祖とする支藩長府藩の歴代藩主の墓所、県史跡「長府藩主毛利家墓所」は、下関市内の功山寺・笑山寺・覚苑寺の3カ所に所在している。近世大名家墓所の形態をよく留め、近代以降の旧大名家の墓制の在り方が窺える好例である。

生産遺跡として萩市の「萩焼古窯跡群」がある。17世紀初頭に萩藩の御用窯としてはじめられ、19世紀後半まで操業された陶器窯跡群である。萩市の「須佐唐津古窯跡群」も17世紀初頭に開かれた陶磁器窯跡群で、萩焼の成立とは異なる動きである。共に県指定史跡である。

萩藩は江戸時代初期から、海岸の干拓を進め、耕地の拡大に努めたが、その遺跡として

「周防灘干拓遺跡 高泊開作浜五挺唐樋 名田島新開作南蛮樋」が国指定史跡となっている。平生町の「土手町南蛮樋」も干拓遺跡で、県有形民俗文化財である。

江戸時代、水稻耕作の用水確保のための水路工事は、種々の方法で行われているが、周南市の県史跡「潮音洞」は山をくりぬいた水路である。周防大島町の県有形民俗文化財「庄地のスイドウ」は、トンネル状水路でこの地方独特の用水路である。

江戸時代の製鉄遺跡、阿武町の国史跡「白須たたら製鉄遺跡」は、砂鉄から鉄を製するための製鉄炉、附属建物などの遺構が残る。日本の伝統的な製鉄の歴史を理解するうえで重要な遺跡である。萩市の国史跡「大板山たたら製鉄遺跡」は、江戸中期から後期にかけて操業されたもので、高殿、元小屋、鍛冶屋、砂鉄掛取場、鉄池など、たたら製鉄関係の諸施設が遺構としてほぼ完存している。

長門市青海島通浦は、近世日本における捕鯨地の一つで、その「長門の捕鯨用具」140点が、重要有形民俗文化財となっている。またこの地には鯨供養のために「青海島鯨墓」が建立され、国史跡となっている。

幕末、萩藩は、外国の侵略に対して日本を守るため、封建社会を廃して近代国家をつくることに努力した。そのため幕府と対抗し、ついに四境戦争に至った。しかし萩藩はよくこれに勝ち、ついに幕府は崩壊し明治維新となり、近代国家が成立した。この幕末維新に係る遺跡は多く残っているが、そのうち国史跡となっているものは次のとおりである。

萩藩が兵器製造のために築造した溶鋳炉「萩反射炉」は、近代日本の産業上貴重な遺跡である。

欧米列強による対外的危機感を強めた幕府は、それまで禁じていた大船の建造を諸藩に許し、萩藩では、恵美須ヶ鼻造船所で丙辰丸と庚申丸の2隻の洋式木造船を建造した。(恵美須ヶ鼻造船所跡)

萩藩は攘夷の方針を決め、台場(砲台)を整備した。下関市の「長州藩下関前田台場跡」は、関門海峡の東入口に近い高台に文久3年(1863)低台場が、元治元年(1864)高台場が築造された。萩藩が、攘夷から開国に方針を転換する起点となった四国連合艦隊下関砲撃事件に係る重要な遺跡で、焼けた土や土塁が確認されている。

同時期、長府藩は攘夷戦に備え、藩主の居館を海岸沿いの長府から内陸部の勝山に移転した。下関市の「勝山御殿跡」はその藩主居館で、御殿という名称だが城郭の機能を有しており、土塁や石垣が残っている。近世最終期の城郭であり、幕末の緊迫した軍事状況と当時の築城技術を示している。

「松下村塾」は吉田松陰が幽囚中に主宰した私塾で、松陰はここで、塾生の身分や階級にとらわれず、兵学、漢学、歴史、地理、和算などを教育した。のち幕末維新の原動力となる久坂玄瑞、高杉晋作、伊藤博文ら多くの人材が輩出した。「吉田松陰幽囚ノ旧宅」は松下村塾に隣接する松陰の生家のことで、建物はそのままよく残っている。長門市にある「村田清風旧宅及び墓」は、幕末萩藩の財政に寄与し、兵備を整えた重臣の遺跡である。「木戸孝允旧宅」は幕末維新の時、萩藩の中心人物として働いた木戸の生家である。「伊藤博文旧宅」は幕末維新の動乱を経て、明治の政界に重きをなした伊藤が、幕末萩において住んでいた家で、そのままよく残っている。幕末奇兵隊を組織して、四境戦争を勝利に導いた高杉晋作

は、明治維新をまたず病死したが、その「高杉晋作墓」は下関市にある。大村益次郎は、洋学をもって長州藩に仕え、四境戦争には参謀として幕府軍を破り、戊辰の役にも大功があった。明治新政府において国軍の改正を推進したので反対派に斬られた。「大村益次郎墓」は山口市にある。幕末、宮廷尊攘派の先頭に立って活躍した中山忠光は、大和の義挙に破れて長州へ逃れたが、ついに豊浦で暗殺された。「中山忠光墓」は下関市にある。

「萩城跡(「萩城城下町」「堀内地区重要伝統的建造物群保存地区」を含む)」「大板山たたら製鉄遺跡」「萩反射炉」「恵美須ヶ鼻造船所跡」「松下村塾(「吉田松陰幽囚ノ旧宅」を含む)」は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産となっている。

神社建築は、元文5年(1740)再建の、山口市秋穂の重要文化財「秋穂正八幡宮本殿・拝殿・楼門及び庁屋」がある。本県独特の楼拝殿造りを踏襲した大規模の社殿で、江戸時代中期の代表例である。岩国市の重要文化財「吉香神社本殿・拝殿・神門」は、享保13年(1728)の造建、穏やかで形の美しい社殿である。和木町の県有形文化財「瀬田八幡宮本殿」は、正徳5年(1715)の建立で、三間社流造り、全体に装飾的要素が少なく、古形式を留めている。

寺院では、萩市の重要文化財「東光寺大雄宝殿・鐘楼・三門・総門」は、元禄4年(1691)に毛利吉就が創建した黄檗宗の寺院で、藩主の菩提寺の一つである。本瓦葺の大伽藍は黄檗宗建築独特の雰囲気がある。防府市の重要文化財「周防国分寺金堂」は、奈良時代からの国分寺境内地に、安永9年(1780)に再建された。入母屋造り本瓦葺きの仏殿は、江戸時代のものとしては本格的で豪壮なものである。国分寺楼門は文禄5年(1596)の再建で、県有形文化財である。萩市の重要文化財「常念寺表門」は寛永10年(1633)の建築で、本瓦葺きの四脚門である。萩市の重要文化財「大照院本堂・庫裡・書院・鐘楼門・経蔵」は寛延3年(1750)から宝暦5年(1755)にかけて再建された建物で、藩主菩提寺にふさわしい大伽藍である。萩市の県有形文化財「西堂寺六角堂」は江戸時代中期頃の建築、六角円堂で特異な建物である。この地の須佐大工の作であるという。

江戸時代の民家には重要文化財指定のものが8件ある。萩市の「菊屋家住宅」は5棟あり、当家の古記録に万治3年(1660)の建造とある。全国的にも最古に属する大型の町屋である。同じく萩市の「熊谷家住宅」は4棟の建物が指定されている。江戸時代後期の地方豪商の富を示す大規模で意匠も洗練された建物である。萩市の「口羽家住宅」は、萩城下の上級武家屋敷としてよく残っており、全国的に例の少ない武家屋敷としても貴重である。岩国市の「旧目加田家住宅」は、岩国藩士の本格的な武家住宅である。萩市の「森田家住宅」は、江戸中期の建物である。森田家はこの地の庄屋を勤めた家で、江戸時代上層農家の遺例として貴重である。柳井市の「国森家住宅」は、全体を白漆喰塗りの土蔵造りとした二階建の建物である。油類の製造販売を業としてきた富商の住宅である。長門市の「早川家住宅」は江戸時代中期末の建物で、全国的にも数少ない漁家の遺例である。萩市の「旧厚狭毛利家萩屋敷長屋」は安政3年(1856)の建物である。長さが51mあり、萩に残っている武家屋敷の長屋遺構では最も長大である。

建造物で国名勝となっている岩国市の「錦帯橋」は、延宝元年(1673)岩国領主吉川広嘉が創建したもので、日本三大名橋の一つとして有名である。この他、山口県有形文化財に

指定されている建造物として、岩国市の「香川家長屋門」、萩市の「旧福原家萩屋敷門」「旧梨羽家書院」、周南市の「山田家本屋」、山口市の「旧山口藩庁門」がある。

江戸時代末、狩野芳崖が長府に住んでいた頃、頼まれて神社等の奉納額を何枚か描いている。現在「狩野芳崖筆板絵着色絵馬」として6面が県有形文化財となっている。その他、山口市徳地の花尾八幡宮の県有形文化財「ガラス絵泰西風景図・長崎港図」2面は1850年のガラス絵がある。

〔明治・大正・昭和(前期)時代〕

明治改元(1868)後から第2次世界大戦の終戦(昭和20年(1945))までが、この時代にあたる。本県は豊富な鉱物資源や恵まれた港湾条件を生かし、明治時代の早い段階から近代的な工業・商業が勃興し、昭和時代前期には瀬戸内海沿岸を中心に工場が多数立地するようになった。

現在の山口県は、明治4年(1871)の廃藩置県及び同年の第1次府県統合を経て成立した。県有形文化財「紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図」は、製作は明治14年(1881)まで下るが、描かれたのは、この時期から若干時代が遡る幕末期の山口中枢部である。

明治政府は、近代工業の導入と振興に努めた。県内では、明治14年(1881)日本最初の民間セメント会社である小野田セメント製造会社が設立された。この会社で明治16年(1883)に造られ使用されたセメント製造竪形焼成窯の1つが重要文化財「小野田セメント徳利窯」となっており、その敷地は、県史跡「小野田セメント徳利窯」である。

江戸時代以来、陸海交通の要衝であった下関は、明治維新後、国際貿易の拠点としての位置も与えられた。その重要性を鑑み、英国は明治39年(1906)に下関に領事館を建設した。これが重要文化財「旧下関英国領事館」である。領事館として使用することを目的に建てられた建物としては、我が国に現存する最古のものとされている。周辺には、海運に関わるものとして下関市有形文化財「六連島灯台」、下関市有形文化財「旧金ノ弦岬灯台」が、通信に関わるものとしては、登録有形文化財「下関南部町郵便局庁舎(旧赤間関郵便電信局)」が所在するなど、海陸の交通の要衝にふさわしく、該期の通信運輸に関わる文化財が集積している。

幕末の開国以降、外国人居留地には洋風建築が立ち並んだ。それらを見よう見まねで日本人大工が建てた建築が擬洋風建築である。山口県内では、上関町室津にある、明治12年(1879)建築の重要文化財「四階楼」が西日本に遺された数少ない漆喰塗系擬洋風建築である。また、明治20年(1887)前後に建築された、県有形文化財「河村写真館」も県下では数少ない初期の擬洋風建築の例である。

明治時代に入ると近代的学校制度が敷かれたが、初期の校舎は、擬洋風建築のほか、和風、和洋折衷など様々な様式が採用された。明治3年(1870)建築の県有形文化財「岩国学校校舎」は、初期の事例で、木造二階建、和風の建物に洋風の鐘楼を増築した独特の建物である。県有形文化財「萩学校教員室」は明治20年(1887)頃の建築で、明治時代の擬洋風の学校建築の代表的なものである。

大正時代に入ると、瀬戸内海沿岸地域には、造船、化学、機械、金属などの工場が次々に

立地し、これによって地域経済も発展した。工場という性格に加え、第二次世界大戦等の影響でこの時期の工場建築の残りはよくないが、当時の最新鋭の工業製品で、県内で生産されていたコンクリートブロックを使用した登録有形文化財「小野田セメント山手倶楽部」が大正3年(1914)の建築であり、当時の状況を忍ばせる。

また、商業の発展には銀行が重要な役割を示したが、その代表例としては、大正9年(1920)竣工の下関市の県有形文化財「山口銀行旧本店」がある。また、貿易港として栄えた下関には、大正4年(1915)に建てられた、屋上庭園のある鉄筋コンクリート造の建物で、木材運送等を業務とした総合商社秋田商会の社屋兼住居、市有形文化財「旧秋田商会ビル」や、明治時代末までさかのぼる事例だが、石炭商の事務所として建てられた登録有形文化財「旧宮崎商館」など商業関係の建造物が残されている。

工業、商業の発展は都市化を促したが、これに伴い、近代的な上水道の需要が高まった。まず、早い時期から都市化の進んだ下関で明治39年(1906)に全国で9番目に近代的な上水道の給水が開始されたのを皮切りに、大正12年(1923)に小郡町(現山口市)、昭和2年(1927)に宇部市で上水道の給水が開始された。これらの水道施設のうち一部は、登録有形文化財となっている(下関市水道局内日第一貯水池取水塔など)。特に、下関市の上水道施設は、全体がよく残っており、時期的な変遷を追うことができる。

県内の交通網、わけても鉄道の整備は、明治時代後半から進められ、昭和時代前期にはおおむね完成をみた。各線の開通時の駅舎が県内各地に残っているが、代表的な例としては、大正14年(1925)に建てられた登録有形文化財「萩駅舎」、昭和4年(1929)に建てられた登録有形文化財「JR西岩国駅駅舎」がある。道路も並行して整備が進められたが、大河川や急峻な山地がないという県内の地理的な要因のためか、特に際立つ建造物、あるいは技術的に傑出した建造物は少ない。大正3年(1914)建造の登録有形文化財「三見橋」、大正9年(1920)建造の登録有形文化財「松室大橋」などとなる。

工業県への転換が進むにつれ、優れた公共建築も建てられるようになった。代表的な事例として挙げられるのは、大正5年(1916)竣工の重要文化財「山口県旧県庁舎及び県会議事堂」である。武田五一らが手掛けた庁舎建築で、大正初期の煉瓦造りの公共建物としては数少ない遺構である。こうした独創的なもの以外に、時代色をよく示すものとして、登録有形文化財「旧岩国税務署」、登録有形文化財「永山本家酒造場事務所(旧二俣瀬村役場庁舎)」などがある。公共教育も徐々に進められ、山口県立山口図書館の増設書庫として建てられた登録有形文化財「クリエイティブ・スペース赤れんが(旧山口県立山口図書館書庫)」や、ユニークな図書館経営で全国に知られた登録有形文化財「下横瀬公民館(旧明木村立図書館)」が当時をしのばせる。第二次世界大戦末期の資材不足のなかで建てられた登録有形文化財「岩国徴古館」は佐藤武夫の作品で、博物館施設として建てられた。これら以外に、武道奨励の時代色の中で建てられた登録文化財「岩国練武場」も公共教育施設としてあげることができる。

学校建築は明治時代以降、盛んに調査研究がなされ、洋風への強い傾斜を経て、昭和時代前期に一定の結実をみた。その代表的な事例が登録有形文化財「明倫小学校本館」である。一方、画一的になる傾向の高かった学校建築にあつて、ドイツ人技師が設計したと伝えら

れる県有形文化財「旧滝部小学校本館」は、大正13年(1924)の建築で、国内では珍しい校舎配置をとる和洋折衷の建物である。

これら以外の公共性の高い建物のうち、特筆すべきものとして、昭和12年(1937)建築の重要文化財「宇部市渡辺翁記念会館」がある。村野藤吾の手がけた建築の代表作であるとともに、日本近代建築のひとつの到達点を示す作品としての重要性に加え、ホールの音響効果も優秀であり、現役のホールとして今も使用されている。

近代の住宅には、厳選した素材を用い、時間をかけて建立したものが散見される。大正5年(1916)に竣工した重要文化財「旧毛利家本邸」は、その代表例で、敷地内に所在する国名勝「毛利氏庭園」とあわせ、近代における和風住宅の精華を示すものである。重要文化財「有近家住宅」は、酒造業を営むとともに、地方有数の地主であった有近家が、断続的に建物の築造・整備を進めたものである。また、敷地内に所在した洋館建築を火災で失っているが、大正7年(1918)建築の登録有形文化財「白石家住宅主屋」も主屋を中心に、国内外の高級な素材を用い、贅を尽くした建物である。

〔昭和(後期)時代〕

この時期は、調査・研究や価値付けが現在、進められつつある分野である。今後、評価が定まれば指定・登録等が進む可能性がある。現在のところ、指定・登録文化財の数は、他の時代に比べて多くはない。神社境内の戦災復興の一環として昭和32年(1957)に建てられた登録文化財「赤間神宮水天門及び回廊」や、火災による消失から昭和33年(1958)に再建された登録文化財「防府天満宮本殿・幣殿・拝殿」がある。

(4)文化財と観光

表5のとおり、年間に50万人以上の観光客が訪れている文化財関係の観光地が6カ所ある。

3位の「元乃隅神社・竜宮の潮吹・棚田」は、アメリカのニュース専門チャンネル CNN が平成27年に日本の最も美しい場所31選を発表して以来、外国人観光客が急増し、平成29年には約110万人の観光客が訪れている。元乃隅神社・棚田は文化財に指定されていないが、竜宮の潮吹は、自然にできた穴から海水を高く吹き上げる現象を見ることができ、冬の季節風で海が荒れるときほど高く吹き上げ、高さ200メートルにも達することもある、国指定の天然記念物である。

5位の防府天満宮は、本殿・幣殿・拝殿、春風楼が登録有形文化財であり、美術工芸品など多数の国及び県指定文化財を有している。9位のときわ公園は、山口県最大の湖にしてため池の「常盤湖」を中心とした公園である。常盤湖は、国の登録記念物に登録されている。10位の「秋芳洞、秋吉台」は、国内最大級の鍾乳洞と日本一の石灰岩台地(カルスト台地)であり、どちらも特別天然記念物となっている。

13位の香山公園には、国宝・瑠璃光寺五重塔や、幕末に萩から山口へと移ってきた13代藩主毛利敬親や14代藩主毛利元徳とその家族の墓所であり国指定史跡の萩藩主毛利家墓所がある。また、洞春寺も観音堂や山門が重要文化財(建造物)となっているほか、県指

定文化財を多数有している。14位の錦帯橋は、国の名勝である。

このように観光資源として多数の観光客が訪れている文化財であるが、平成21年(2009)以降、団体旅行から個人旅行、少人数・グループ旅行への移行が加速し、あるいは観光客の嗜好の変化とともに観光客が減ったところもある。旅行者の、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすための、そして、文化財の持つ価値を正確に伝えるための、観光素材としての磨き上げ(整備)が必要となってきた。

また、単に、有名な観光地を巡るだけでなく、個人の価値観やニーズに応じたテーマ性の強い「参加・体験型」の旅行、すなわち、伝統芸能などを鑑賞・体験するアートツーリズムなどの人気も高まっている。

順位	市町名	観光地	県外	県内	計
1	秋市	道の駅「秋しーまーと」	168,445	954,526	1,122,971
2	下関市	道の駅「北浦街道豊北」	453,959	554,818	1,008,777
3	長門市	元乃隅神社・竜宮の潮吹・棚田	646,178	280,572	926,750
4	山口市	湯田温泉	421,565	491,537	913,102
5	防府市	防府天満宮	536,510	374,477	910,987
6	長門市	道の駅「センザキッチン」	299,685	600,273	899,958
7	山口市	道の駅「きらら あじす」	140,956	563,828	704,784
8	防府市	道の駅「潮彩市場防府」	66,945	602,455	669,400
9	宇部市	ときわ公園	91,537	563,465	655,002
10	美祢市	秋芳洞、秋吉台	521,772	127,643	649,415
11	山口市	道の駅「仁保の郷」	44,242	587,792	632,034
12	下関市	しものせき水族館「海響館」	426,100	176,151	602,251
13	山口市	香山公園(瑠璃光寺五重塔)、洞春寺	413,072	177,029	590,101
14	岩国市	錦帯橋	542,878	41,114	583,992
15	下関市	道の駅「壺街道西ノ市」	170,281	397,326	567,607
16	長門市	湯本温泉	438,867	98,363	537,230
17	防府市	まちの駅 うめてらす	192,426	330,925	523,351

表5 H30 観光地別観光客数(50万人以上の観光地)

(山口県観光スポーツ文化局観光政策課編『平成30年山口県の宿泊者及び観光客の動向について』山口県観光スポーツ文化局観光政策課R元6,p21-p27)

2 山口県の文化財の概要

(1)文化財の保護制度

山口県文化財保護条例に基づき、県内にある有形文化財のうち重要なものを県指定有形文化財に、無形文化財のうち重要なものを県指定無形文化財に、民俗文化財のうち重要なものを県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財に、記念物のうち重要なものを県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物に指定している。また、文化財の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要があるものを県選定保存技術として選定している。文化的景観や伝統的建造物群の選定制度、登録の制度は規定していない。

県内の市町は、それぞれ文化財保護条例を制定しており、国・県に準じた文化財の保護体系を有している。

(2)文化財の指定等状況

〔国指定文化財等〕

県内の国指定文化財等は、表6から表8のとおり指定が251件、選定が6件、登録が105件となっている。

種別	国宝									特別史跡名勝天然記念物		
	建造物	美術工芸品							計	特別史跡	特別名勝	特別天然記念物
絵画		彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料					
県内	3	1		4	2				7			3
全国	225	160	134	253	227	61	47	3	885	62	36	75
県内/全国	1.33%	0.63%	0.00%	1.58%	0.88%	0.00%	0.00%	0.00%	0.79%	0.00%	0.00%	4.00%

表6 国指定文化財等（国宝・特別史跡名勝天然記念物）件数（H30.4.1現在）

種別	重要文化財									史跡名勝天然記念物		
	建造物	美術工芸品							計	史跡	名勝	天然記念物
絵画		彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料					
県内	35	12	19	27	14	7	4	8	91	43	12	41
全国	2,255	1,857	2,567	2,204	1,682	703	586	202	9,801	1,743	374	952
県内/全国	1.55%	0.65%	0.74%	1.23%	0.83%	1.00%	0.68%	3.96%	0.93%	2.47%	3.21%	4.31%

表7 国指定文化財等（重要文化財・史跡名勝天然記念物）件数（H30.4.1現在）

種別	重要無形文化財		重要民俗文化財		重要文化的景観	重要伝統的建造物群保存地区	選定保存技術	登録有形文化財		登録有形民俗文化財	登録記念物
	芸能	工芸技術	有形	無形				建造物	美術工芸品		
県内		1	11	5		5	1	101		1	3
全国	53	54	220	309	61	117	78	11,690	14	44	106
県内/全国	0.00%	1.85%	5.00%	1.62%	0.00%	4.27%	1.28%	0.86%	0.00%	2.27%	2.83%

表8 国指定文化財等（重要無形文化財ほか）件数（H30.4.1現在）

全国的にみて、天然記念物、重要有形民俗文化財、重要伝統的建造物群の割合が高いという特徴がある。特に、国指定天然記念物(特別天然記念物を含む)の数は44件と全国一となっている。天然記念物は表9のとおり、大きく動物、植物、地質に分けられるが、本県は動物が10件で全国1位、地質が15件で全国2位、植物が19件で全国6位とバランスよく所在している。表10のとおり植物の枯死などにより、指定が解除となることもあり、環境が変化していく中で、このように天然記念物を維持しているのは、地域の人々の愛護活動の賜物である。

種別	天然記念物(特別天然記念物を含む)			
	動物	植物	地質鉱物	天然保護区域
県内	10	19	15	
全国	195	554	255	23
県内/全国	5.13%	3.43%	5.88%	0.00%

表9 天然記念物の種類別指定件数(H30.4.1現在)

名称	区分	解除年月日	解除理由	指定年月日
共和のカシの森	植物	H21.7.23	主幹が折損し、回復の見込みがない	T14.10.18
川下麻里布シラサギ渡来地	動物	H5.6.28	条件が著しく変化し、渡来地として不適当	S10.12.24
木部の大センダン	植物	H4.4.3	枯死	S13.12.14

表10 天然記念物の解除理由(平成以降)

重要伝統的建造物群は、県内から5件選定されているが、そのうち4件は萩市である。萩では早くから歴史観光に取り組んでおり、町並みを守るため、昭和47年(1972)に萩市歴史的景観保存条例を制定した。同じ頃、高山や金沢、倉敷などでも同様の取組がはじまり、この動きを受けて国は、昭和50年(1975)、文化財保護法を改正し、伝統的建造物群保存地区制度を設けた。この時、7地区が選定されたが、萩からは萩藩重臣の屋敷跡の土堀や石積みが残る堀内地区と藩重臣の下屋敷などの土堀や長屋門、母屋、庭園などが残る平安古地区の2地区が選定されている。その後、浜崎地区の「浜崎しっちゃん会」や佐々並市地区の「萩往還佐々並どうしんてやろう会」など地区住民有志による街並み保存の取組の結果、港町の浜崎地区、萩往還の宿場町の佐々並市地区も選定を受け、現在に至っている。全国117地区が選定されているが、一つの市内から4地区が選定されているのは、金沢市と京都市、それに萩市の3市だけである。

県内には、現在、重要文化的景観に選定されているところはないが、岩国市が岩国の城下町を中心として、重要文化的景観の選定に向けた取組をしている。

また、光市の山本晃氏が「重要無形文化財」の彫金の保持者に認定、宇部市の馬場良治氏が「選定保存技術」の建造物彩色の保持者に選定されている。

世界遺産は、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産23件のうち、萩市に「萩反射炉」「恵美須ヶ鼻造船所跡」「大板山たたら製鉄遺跡」「萩城下町」「松下村塾」の5件がある。

〔県指定文化財等〕

県指定文化財等は、表11のとおり、指定が355件である。

種別	有形文化財									記念物		
	建造物	美術工芸品							計	史跡	名勝	天然記念物
絵画		彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料					
県指定	34	29	63	29	18	8	25	16	188	31	5	52

種別	無形文化財		民俗文化財		選定 保存技術	合計
	芸能	工芸技術	有形	無形		
県指定	1	2	8	34		355

表 11 県指定文化財件数 (H31.4.1 現在)

県指定の有形文化財(建造物)34件のうち、建物以外が8件、石塔婆(周防大島町、浄西寺)宝篋印塔(山口市、源久寺)、笠塔婆(防府市、護国寺)、五輪塔(①下関市、観察院、②長門市、二尊院)、十三重塔(萩市、長寿寺)(以上、鎌倉時代)、厨子(宇部市、宝泉寺、室町時代)、石大鳥居(防府市、防府天満宮、江戸時代)が指定されている。

建物は、古いもので室町時代の下関市菊川町の法輪寺本堂(応永20年(1413))、山口市宮野下の清水寺山王社本殿(永禄9年(1566))、清水寺観音堂(室町時代後期)、安土桃山時代に毛利輝元が再建した防府市の周防国分寺楼門(永禄5年(1596))となっている。

江戸時代の建物では、社寺建築の他、藩庁門(山口市滝町、旧山口藩庁門、元治元年(1864))、番所(上関町、旧上関番所、寛永9年(1632))、郷校(周南市安田、徳修館、文化6年(1809))、茶室(萩市椿東、花月楼、安永5年(1776))、武家屋敷表門(①萩市堀内、旧福原家萩屋敷門、江戸時代中期、②岩国市横山、香川家長屋門、江戸時代中期)、武家屋敷(萩市、旧梨羽家書院)、民家風武家屋敷(周南市湯野、山田家本屋、江戸時代中期)がある。

また、近代の建物8件、岩国学校校舎(岩国市)、萩学校教員室(萩市)、河村写真館(山口市)、旧伊藤博文邸(光市)(以上、明治時代)、旧山口銀行旧本店(下関市)、殿居郵便局局舎(下関市)、旧滝部小学校本館(下関市)(以上、大正時代)、旧吉川家岩国事務所(岩国市)(昭和時代)が指定されている。

美術工芸品は、表12のとおり、彫刻が63件と、美術工芸品の県指定の33.5%を占め、割合が大きい。種別ごとについて、全国の国指定の構成比と比較した場合、歴史資料が国の1.9%の約4.5倍の8.5%となっており、本県における歴史資料の指定件数が多い状況が窺える。一方、書跡・典籍、古文書、工芸品は、指定件数が少ない状況が窺える。

名勝は5件の指定があるが、表13及び表14のとおり、指定基準の類型とされる11類型のうち2種に留まっている。なお、文化庁による「名勝に関する総合調査」(平成25年4月)では、国または地方公共団体が名勝の指定に向け調査研究を進める必要があると考えられるものとして、県内から公園、高原、橋梁、湖沼、海浜等の類型が挙げられている。

種別		県指定		国指定(全国)	
		件数	県構成比	件数	国構成比
美術工芸品	絵画	29	15.4%	2017	18.9%
	彫刻	63	33.5%	2701	25.3%
	工芸品	29	15.4%	2457	23.0%
	書籍・典籍	18	9.6%	1909	17.9%
	古文書	8	4.3%	764	7.1%
	考古資料	25	13.3%	633	5.9%
	歴史資料	16	8.5%	205	1.9%
	計	188	100.0%	10686	100.0%

※国指定には、国宝を含む。平成30年4月1日現在

表 12 美術工芸品の指定件数の割合 (H31.4.1 現在)

名称	所在市町	時代	種別
普賢寺庭園	光市	室町時代	庭園
善生寺庭園	山口市	室町時代	庭園
松巖院庭園	岩国市	江戸時代	庭園
寂地峡	岩国市	—	峡谷
弥栄峡	岩国市	—	峡谷

表 13 県指定名勝一覧表 (H31.4.1 現在)

	公園・庭園	橋梁・築堤	花樹、松原等	鳥獣・魚虫生息	岩石・洞穴	峡谷・溪流、瀑布	湖沼、浮島、湧泉	砂嘴、海浜、島嶼	火山・温泉	山岳、丘陵・高原・平原、河川	展望地点	その他複合的なもの	合計
国指定(県内)	4	1			4	2				1			12
全国	229	2	21	0	16	46	5	48	2	12	14	7	402
県内/全国	1.75%	50.00%	0.00%	0.00%	25.00%	4.35%	0.00%	0.00%	0.00%	8.33%	0.00%	0.00%	2.99%
県指定	3					2							5
県指定/全国国指定	1.31%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.35%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.24%

※国指定(全国)の件数は、平成29年3月31日現在

表 14 名勝類型別件数 (H31.4.1 現在)

種別		県指定		国指定(全国)	
		件数	県構成比	件数	国構成比
(特別天然記念物を含む) 天然記念物	動物	2	3.8%	195	19.0%
	植物	48	92.3%	554	53.9%
	地質鉱物	2	3.8%	255	24.8%
	天然保護区域	0	0.0%	23	2.2%
合計		52	100.0%	1027	100.0%

※国指定(全国)の件数は、平成30年4月1日現在

表 15 天然記念物の種類別指定件数及び構成比 (H31.4.1 現在)

天然記念物は、表15のとおり、52件指定されている。種別ごとの指定件数は、48件が植物となっている。動物は「光のクサフグ産卵地」「常栄寺のモリアオガエル繁殖地」の2件、地質鉱物は「田万川の柱状節理と水中破碎溶岩」「防府市西浦の緑色片岩」の2件となっている。

有形民俗文化財は表16のとおり、8件の指定がある。「伊佐の売薬用具及び売薬関係史料」であるが、全国をみると重要有形民俗文化財の「富山の売薬用具」、佐賀県指定有形民俗文化財「田代売薬関連の製薬・売薬・信仰儀礼用具及び文書資料」登録有形文化財「金沢の売薬製造・販売用具」などがある。「長登の岩絵具製造用具および製品」「長門市向岸寺の鯨位牌及び鯨鯢過去帳」は、全国的に指定文化財に類品はない。

	名称	種類	時代	所在地
1	小田家の生活用具・商家資料・町屋	衣食住、生産・生業	江戸	柳井市
2	庄地のスイドウ	生産・生業	鎌倉末～室町	周防大島町
3	土手町南壺樋	生産・生業	江戸	平生町
4	長登の岩絵具製造用具および製品	生産・生業	江戸	美祢市
5	伊佐の売薬用具及び売薬関係史料	交易、生産・生業	江戸	美祢市
6	芦河内薬師堂	信仰	江戸	宇部市
7	長門市向岸寺の鯨位牌及び鯨鯢過去帳	信仰	江戸	長門
8	美東町佐山の山神枡	信仰	室町	美祢市

表 16 県指定有形民俗文化財（H31.4.1現在）

種別		県指定		国指定(全国)	
		件数	県構成比	件数	国構成比
無形民俗文化財	風俗慣習	6	17.6%	128	41.4%
	民俗芸能	28	82.4%	165	53.4%
	民俗技術	0	0.0%	16	5.2%
合計		34	100.0%	309	100.0%

※国指定（全国）の件数は、平成30年4月1日現在

表 17 無形民俗文化財の種類別指定件数及び構成比（H31.4.1現在）

無形民俗文化財は、表17のとおり、34件の指定がある。そのうち民俗芸能が28件と80%を占めている。また国指定文化財の全国数を基準に比較を行っても、民俗芸能は風俗慣習に比べ約4倍となっている。

無形文化財は、芸能分野で鷺流狂言が、伝統工芸分野で萩焼、赤間硯が指定されている。以前は伝統工芸分野で「徳地の手漉和紙」が指定されていたが（昭和54年3月31日指定）、保持者死亡により昭和61年1月に指定解除されている。また、「金工」も指定されていたが（弊絵師14年3月26日指定）、保持者が国重要無形文化財「彫金」の保持者に認定されたことにより、平成26年10月に指定解除されている。

また、過去、県選定保存技術においても「檜皮葺」が選定されていたが(昭和53年3月31日指定)、保存技術者死亡により平成7年3月に選定解除されている。

〔市町指定文化財等〕

市町の指定状況は、表18のとおり、19市町全てにおいて文化財の指定が行われている。指定・選定市町数を文化財種別ごとに見ると、有形文化財(美術工芸品)は18市町とほとんどの市町にわたり指定されており、幅広く見られることがわかる。地域の歴史を示す史跡が17市町、伝統を示す有形・無形の民俗文化財が、それぞれ12市町、14市町となっている。

市町村名	区分	有形文化財			無形文化財		民俗文化財		記念物			伝統的建造物群保存地区	保存技術	歴史的景観保存地区	景観重要建造物	保存樹木	合計
		建造物		美術工芸品	芸能	工芸技術	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物						
		件数	棟数														
下関市	指定・選定	37	37	59	1		5	10	16	1	18						147
宇部市	指定・選定	2	2	29				3	8		11						53
山口市	指定・選定	17	23	79		1	3	8	19	1	19						147
萩市	指定・選定	26	73	50		1	3	10	20	1	18	4		7	6	55	201
防府市	指定・選定	4	5	43				2	3	7		4					63
下松市	指定・選定			8				1	2	1	3						15
岩国市	指定・選定	10	11	65				7	8	13	2	12					117
光市	指定・選定	2	9	11				2	1	4		3					23
長門市	指定・選定			23				4	5	5	1	8					46
柳井市	指定・選定	4	4	16				2	2	4	1	9	1				39
美祿市	指定・選定	9	14	23					3	6	2	23					66
周南市	指定・選定	17	17	31					2	12	1	6					69
山陽小野田市	指定・選定	1	1	9				2	1	10		1					24
周防大島町	指定・選定	6	6	9				2	1	4		6					28
和木町	指定・選定			3								1					5
上関町	指定・選定			4						4		6					14
田布施町	指定・選定	2	2							1		4					7
平生町	指定・選定	4	8	3				1									8
阿武町	指定・選定			5													5
合計		141	212	470	1	2	34	58	135	11	152	5	0	7	6	55	1077

表 18 市町の文化財指定件数 (R元.5.1現在)

	有形文化財		無形文化財		民俗文化財		記念物			伝統的建造物群保存地区	保存技術	歴史的景観保存地区	景観重要建造物	保存樹木
	建造物	美術工芸品	芸能	工芸技術	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物					
指定・選定市町数	14	18	1	2	12	14	17	9	17	2	0	1	1	1

表 19 指定文化財種別ごとの指定・選定市町数 (R元.5.1現在)

〔埋蔵文化財〕

文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」といい、表20のとおり、全国では約47万カ所、県内では3,106ヶ所が確認されている。これらの包蔵地は、開発に伴い発見されることが多いことから、今後も新たな包蔵地が発見されると考えられる。

周知の埋蔵文化財包蔵地の種類は様々で、表21のとおり、集落跡・遺物散布地、宮殿・官衙、寺院、城跡、生産遺跡、古墳・横穴、その他の墳墓などがあり、これらが複合して所在することが多い。県内では、三方に開けた海岸部の平野や、主要な河川によって形成された内陸部の盆地縁辺など、地理的、歴史的に特徴のある場所に分布している。とり

わけ、古くから畿内と九州を結ぶ交通の大動脈であった瀬戸内海沿岸部には、主要な遺跡が集中している。

これらの包蔵地は、全国と比較すると数が少ないが、その要因として狭小な平野部が多く、経済基盤が弱いこと、遺跡の立地に適した地形が少ないことなどが挙げられる。

埋蔵文化財の取り扱う範囲は、文化庁通知で示されており、それを受けて本県でも「開発事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いに係る判断基準」の中で、旧石器時代から中世までを取り扱い、近世以降は学術的価値や地域にとって意義があるかどうかを考慮し、必要又は重要と判断するものを対象としている。

時期的には表22のとおり、旧石器、縄文時代の遺跡は少なく、弥生時代から中世にかけてのものが多。近世、近代も一定程度所在するが、これは採鉱冶金、窯業、製塩などの生産遺跡分布調査を実施した成果をもとに包蔵地として保護対象としていることによる。

市町名	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市	美祿市		
埋蔵文化財包蔵地数	642	105	499	160	138	81	175	81	172	138	284		
市町名	周南市	山陽小野田市	周防大島町	和木町	上関町	田布施町	平生町	阿武町					
埋蔵文化財包蔵地数	152	136	90	0	20	187	43	16					
										合計	(参考)うち複数市町にまたがるもの	(参考)H28全国合計	本県/全国
										3,106	13	468,835	0.66%

※複数市町にまたがるものは、それぞれの市町で計上している。

表 20 県内埋蔵文化財包蔵地の数 市町別 (H31.3.31 現在)

種別	集落跡・散布地	貝塚	都城・官衙跡	城館跡	社寺跡	生産遺跡	古墳・横穴	その他墳墓	近代以降遺跡	水中遺跡	その他	計
埋蔵文化財包蔵地数	1,421	13	3	348	78	304	552	143	29	2	163	3,056
(参考)全国包蔵地数	193,567	3,955	853	35,829	10,590	23,210	159,636	15,164	1,949	282	30,038	475,073
本県/全国	0.73%	0.33%	0.35%	0.97%	0.74%	1.31%	0.35%	0.94%	1.49%	0.71%	0.54%	0.64%

表 21 県内埋蔵文化財包蔵地の数 種類別 (H28.3.31 現在)

時代	旧石器	縄文	弥生	古墳	古代	中世	近世	近代	不明・その他	計
埋蔵文化財包蔵地数	30	188	724	1024	309	874	410	29	310	3,898
(参考)全国包蔵地数	7,925	94,790	38,889	207,612	74,248	81,909	28,166	1,963	51,582	587,084
本県/全国	0.38%	0.20%	1.86%	0.49%	0.42%	1.07%	1.46%	1.48%	0.60%	0.66%

※1つの包蔵地において、複数の時代にまたがる場合は、それぞれに計上している。

表 22 県内埋蔵文化財包蔵地の数 時代別 (H28.3.31 現在)

(3)文化財の調査状況

文化財保護行政では、国、あるいは県や市町による指定又は登録等がなされた文化財を対象に、保全・活用を実施している。

このため、県では市町の協力を得ながら、分野ごとの未指定文化財把握のための総合調査を実施してきた。これまでに実施した調査は、表23及び表24のとおりである。

	書名	発行年月	調査期間
建造物関係 調査報告書			
1	山口県の近世寺社建築	昭和55年3月	昭和53・54年度
2	未指定文化財調査報告書 草葺き屋根	平成7年11月	平成5年度
3	山口県の近代化遺産	平成10年3月	平成8・9年度
4	山口県の町並み	平成17年3月	平成16年度
5	山口県の近代和風建築	平成23年3月	平成20～22年度
美術工芸品関係 調査報告書			
6	山口県古文書等所在確認調査報告書	昭和55年3月	昭和54年度
7	未指定文化財調査報告書 彫刻編	昭和58年10月	昭和56・57年度
8	未指定文化財調査報告書 石造文化財編	昭和59年3月	昭和57・58年度
9	快友寺一切経調査報告書	平成4年3月	平成元～3年度
10	旧栄福寺大般若経調査報告書	平成5年3月	平成4年度
11	山口県の美術工芸	平成5年9月	昭和63年度・平成元年度
山口県歴史資料調査報告書			
12	益田家歴史資料目録	昭和54年3月	昭和52・53年度
13	毛利家歴史資料目録－古文書・典籍編－	昭和58年3月	昭和54～57年度
14	毛利家歴史資料目録－美術工芸品編－	昭和58年3月	昭和54～57年度
15	吉川家歴史資料目録	昭和59年3月	昭和58年度
16	下田万村庄屋大谷家歴史資料目録	昭和62年3月	昭和59～61年度
17	周防国分寺歴史資料目録	昭和63年3月	昭和62年度
18	徳山毛利家歴史資料目録	平成元年3月	昭和63年度
民俗文化財関係 調査報告書（1）			
19	阿武川の民俗	昭和45年3月	昭和43・44年度
20	生見川の民俗	昭和47年3月	昭和45・46年度
21	山口県の民家	昭和49年3月	昭和47年度
22	山口県の民俗地図	昭和51年3月	昭和49・50年度
23	山口県の民謡	昭和57年3月	昭和55・56年度
24	未指定文化財調査報告書 山口県の絵馬	昭和61年3月	昭和60年度
25	未指定文化財調査報告書 つじどう・周防・長門の辻堂の習俗・	昭和62年3月	昭和60・61年度

表 23 県による未指定文化財等調査報告書（1）

	書名	発行年月	調査期間
民俗文化財関係 調査報告書（2）			
26	未指定文化財調査報告書 諸職と用具	平成元年3月	昭和61・62年度
27	未指定文化財調査報告書 続山口県の絵馬	平成2年9月	昭和62年度～平成2年度
28	山口県の民俗芸能	平成12年3月	平成10・11年度
29	山代地方の神楽	平成17年3月	平成16年度
30	大津杜氏調査報告書	平成18年3月	平成17年度
31	周防大島における民俗芸能保存・継承活動	平成19年3月	平成18年度
32	山口県の祭り・行事	平成20年3月	平成17～19年度
33	周南市の民俗芸能	平成20年3月	平成19年度
34	山口市の民俗芸能	平成21年3月	平成20年度
記念物関係 調査報告書			
35	名勝及び天然記念物「須佐湾」緊急調査報告書	昭和55年3月	昭和54年度
36	未指定文化財調査報告書 史跡-中世一編	昭和60年3月	昭和58・59年度
37	未指定文化財調査報告書 山口県の庭園	平成6年3月	平成3・4年度
38	山口県地質鉱物緊急調査報告書	平成7年	平成5・6年度
39	未指定文化財調査報告書 萩藩宰相勤場跡	平成13年6月	平成6年度
40	山口県中世城館遺跡総合調査報告書 長門国編	平成29年3月	平成23～28年度
41	山口県中世城館遺跡総合調査報告書 周防国編	平成30年3月	平成23～29年度
歴史の道調査報告書			
42	萩往還	昭和56年3月	昭和55年度
43	山陽道	昭和58年3月	昭和56・57年度
44	赤間関街道	平成8年3月	平成5～7年度
45	山代街道	平成14年3月	平成12・13年度
46	石州街道	平成17年3月	平成14～16年度
その他（総合調査等）			
47	見島総合学術調査報告	昭和39年3月	昭和35～37年度

表 24 県による未指定文化財等調査報告書（2）

3 文化財の保存・活用に関する課題

(1)文化財の調査・指定

これまで継続的に未指定文化財調査等を行い県内にある多くの文化財を把握し、重要なものについて指定を行ってきたが、これまでの調査分野と県指定文化財の分野別指定数から見て*1、庭園以外の名勝分野等の調査が十分でないと考えられる。

また、これまでの未指定文化財総合調査の結果の中には、相続整理が難しい等の理由により文化財の指定に至っていないが、文化的な価値が高いものもある。

文化財として保護対象となっていない「伝統的な生活文化*2」についても、国は平成27年度以降、茶道・華道、郷土食、食文化、書道の調査を行っており、令和2年度からは民俗文化財調査事業の一環として郷土食が全国調査の項目に加えられることとなった。本県でも、地域の伝統・文化といえる伝統的な生活文化等について、必要に応じ実態の把握、記録保存や文化財類型への追加等の検討が必要である。

*1 名勝に関わるこれまでの調査：「山口県の庭園」(平成6年3月) 本大綱 p32参照

名勝の分野別指定数： 庭園3件、峡谷・溪流2件 本大綱p28参照

*2 伝統的な生活文化・・・茶道、華道、香道、和装、礼法、遊戯(囲碁、将棋、カルタなど)、文芸(和歌、俳句など)、書道、武道、料理、学問などのこと。

(2)文化財の修理・整備

貴重な文化財を後世に守り伝えていくためには、所有者が細心の管理を怠らず、適切な修理を絶えず繰り返すことが大切であるが、一方で、文化財の保存修理には多額の経費が必要となる。

所有者に対して、国や県・市町等により各種補助制度が用意されているものの、適切な周期による修理が滞り、さらなる劣化の進行により修復費用等が増大するという悪循環も生じている。

また、文化財の補修材は、特殊なものを使用するなど需要が少ないことから、製作者の減少などにより、入手が困難になってきている。

(3)文化財継承の担い手

人口減少・高齢化は、そこに所在する無形民俗文化財にとって、急激な変容や存続の危機を与えている。

本県が実施した「国・県・市町指定無形文化財及び無形民俗文化財の現状調査」(R元・10)によると、継承者が不在で次の行事は実施できないかもしれないと懸念している団体が9.2%という結果が出ている。特に昭和55年当時と比べ人口減少率が25.8%の中山間地域については、その傾向が強くうかがえる。

また、文化財所有者の後継者問題も深刻化している。

本県では、社会減も多く、相続人が土地を離れて、その後、戻ってこないことも多い。相続人が土地を離れていると、文化財の修理等保全の知識の継承や、文化財の価値の共有が難しい。また、保存修理のための費用負担や事務処理等の労力から、相続をためらう所有者

も少なくない。このため、所有者の代替わりに伴い、相続人が不在となり、管理が十分に行き届かなくなることも多く、特に、未指定文化財については、滅失や消失につながる場合も少なくない。また、所有者の高齢化などにより、維持・管理に手が行き届いていない状況も生じている。

(4)文化財の価値・魅力の理解

近年、娯楽の多様化等により、文化財の鑑賞や行事への参加など文化財を身近に感じる機会が減少しているとともに、生活様式や価値観の変容により、文化財の本質的な価値がわかりにくくなっている。

また、グローバル化の進展に伴い訪日外国人旅行者が増加しており、文化財に興味を示しながらもその本質的な価値を理解していないため、社寺等における宗教活動や文化財である個人住宅への配慮を欠いた行動や、オーバーユースなどにより、文化財の価値にダメージを生じてしまうケースも生じている。

(5)文化財を活かす能力

本大綱第1章第1節の「(4)文化財と観光」で示したとおり、本県には観光資源として発信力のある文化財も多いが、文化財単体では魅力や本質的な価値を伝える発信力が十分でないものも少なくなく、観光や地域振興に結び付けるのも難しい。

これらの文化財を観光、地域振興などとの関連性も考慮しながら、魅力ある地域資源として活用するには、文化財担当職員には、これまで以上に多様な知見や幅広い行政能力が求められている。

(6)防犯、防火、防災対策

全国的に、文化財に対する落書き等による棄損や盗難事件、火災による木造建造物の滅失事案が相次いでいる。また、近年、豪雨や地震などの自然災害が頻発し、被害が甚大化している傾向があり、過去の災害状況等を教訓に日頃の備えを行うなど、災害発生時に適切な対応を図ることのできる体制の整備が求められている。

4 目指すべき方向性・将来像

先人たちの愛情とたゆまぬ努力により守り伝えられてきた県民共有の財産である文化財は、県民の誇りであるとともに、心のよりどころにもなっている。

こうした貴重な文化財を後世に確実に継承していくためには、地域住民はもとより、全ての県民が、文化財はふるさと山口の誇るべき宝であるという思いを共有することが重要であり、特に子どもたちには、文化財に親しみを抱き、大切に守り伝えていこうとする姿勢を培っていくことも必要である。

また、文化財は、多くの人々が訪れ、関わり、満足する状況を生み出すことで、人々の心の豊かさや活力を高めるとともに、地域の魅力を高め、新たな価値を創造するなど、未来の地域発展の原動力となりうるものであることから、その魅力を効果的に引き出し、活用していくことも重要である。

このため、本県が目指すべき方向性・将来像を次のとおりとする。

目指すべき方向性

- 県民一人ひとりが、文化財の重要性や可能性を理解し、文化財の継承者、伝承者、支援者として、主体的に守り伝えていく地域社会を目指す。
- 文化財の魅力を最大限に発揮し、それにより生まれる社会的・経済的価値を地域の発展に役立て、文化財の保存はもとより、新たな文化創造へと還元される好循環の創出を目指す。

目指すべき将来像

地域の伝統・文化の象徴である文化財が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく。

5 文化財の保存・活用の方針

「地域の伝統・文化の象徴である文化財が、まちづくりや地域活性化などに生かされ、さらに後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく」という目指すべき将来像の実現に向け、以下に「文化財の保存・活用の方針」を掲げる。

地域の伝統・文化の象徴である文化財を後世に守り伝えていくため、文化財の幅広い掘り起しに努め、調査及び研究結果による価値が高いものについては、法律に基づく指定等による保護を積極的に行う。また、適時適切な保存・修理の実施や、防犯・防火・防災対策の強化などにより、その価値の維持に努める。

文化財がまちづくりや地域活性化などに生かされていくためには、文化財の持つ本質的な価値を正しく理解し、文化財との関係をより身近なものにしていく必要があることから、国内外への幅広い情報発信や文化財の公開活動の充実を図るとともに、ふるさと教育等を通じて子ども頃から地域の文化財への理解促進を図る。さらに、VR等の最先端技術を積極的に活用した環境整備や近年増加する訪日外国人旅行者への多言語化等の環境づくりを進める。

こうした取組を、所有者や行政のみならず、地域住民や民間団体等が主体的に参画し、地域一体となって推進していく。

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・研究、指定等

県内に所在する未指定文化財について、価値把握及び指定の基礎資料を得るため、未指定文化財の分野別悉皆調査や本質的な価値の研究に努める。また、市町が実施する歴史文化基本構想等に基づく未指定文化財調査等についても、域内の文化財を総合的に把握するものであることから、県が把握している各種情報を提供するなど実施の促進に努める。

文化財の指定に向けては、県の調査結果に加え、市町の調査結果等についても幅広く情報収集に努めるとともに、これまでの調査・研究結果により価値が高いと認められていながら指定に至っていない文化財については、その理由を改めて整理・検討し、必要に応じて指定を進める。また、全国的にみて重要な価値の高い文化財については、国指定に向け、所有者・市町と連携を取りながら、国に対して情報提供等を行っていく。

なお、文化財保護法の対象となっていない歴史的な生活文化等についても、変容や消滅などが危惧される場合には、実態の把握調査、記録保存の実施や新たな価値付けの仕組み等について検討するとともに、市町がこれらに取組む際には、必要に応じて技術的支援を行う。

2 文化財の修理・整備への支援

所有者が国等の補助を受け、文化財の修理を適切な時期に行えるよう、文化財保存活用計画や市町からの情報をもとに、中・長期的な修理・整備の計画を把握し財源確保に努めるとともに、財源の確保の観点から、ふるさと納税の枠組を利用した寄付などの修復整備費用への活用に取り組む。また、限られた財源を最大限効果的に活用する観点から、補助制度の枠組みや運用について不断の見直しを進める。

修理・整備等を希望する所有者に対しては、適切な補助制度の情報提供に努めるとともに、民間団体等の助成金やクラウドファンディングの活用など財源確保の方法の幅が広がる情報提供などにも努める。また、所有者の負担軽減につながるよう、保全・整備活動などを行うボランティア団体等との連携を促進する。

修理・整備に際して専門的な知見・技術等が必要となる所有者に対しては、文化庁や県文化財保護審議会の委員による助言を行う。

3 文化財継承の担い手の確保

高齢化や後継者・継承者の不足等の問題を抱える文化財所有者や文化財保存団体等を支えるため、地域一体で文化財の保存活用を進める環境が整うよう、知見や実績を持った文化財愛護団体等と協力して地域住民への文化財の愛護活動を推進することにより、維持・管理など様々な活動への参画を促すとともに、地域一体で保存活用を進める中核となる「文化財保存活用支援団体」の指定に向け、研修等による育成をすすめる。

また、所有者に代わって日常の維持管理を行う管理責任者制度について所有者に周知し、利用を促進するとともに、管理責任者制度を安心して所有者が利用できるよう、管理責任者への研修等の支援体制の整備を進める。

あわせて、歴史的建造物の保全・活用を支える専門家であるヘリテージマネージャーの役割が期待されることから、山口県建築士会が実施する「ヘリテージマネージャー養成講座」の

取組を促進する。

なお、これらの取組と並行し、存続が危惧される無形民俗文化財や選定保存技術について、記録保存の取組を促進するとともに、地域住民において行事等の復活の機運が高まった場合、調査記録等の情報提供に努める。

4 教育・人材育成

本県の自然、歴史や文化など、地域の特性と密接な関連を持つ文化財について、子どものころから学ぶことは、ふるさとについての理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育むとともに、文化財を大切にすることの意義を理解し、伝えていくことの重要性の認識につながっていく。

このため、全ての小・中学校がコミュニティ・スクールとなっている本県の特徴を生かして、地域と連携して授業や課外活動で文化財を活用した学習機会を促進するとともに、生涯を通じて学ぶことができるよう、地域の文化財について学ぶ出前講座や、実際に文化財に触れることのできる博物館や資料館、埋蔵文化財センター等の施設での展示や講座の促進に努めるなど、より多くの県民が文化財に触れ、学び、楽しむ機会の充実に努める。

また、文化財を地域活性化の核として、幅広い活用を図っていくためには、文化財の価値の理解のみならず、幅広い知識や能力が必要となることから、市町担当職員はもとより、ボランティアガイドなど、文化財と関わりのある多くの関係者に対し、専門家による研修や情報提供等に努めるとともに、山口県建築士会と連携しながらヘリテージマネージャーの養成促進を図るなど、文化財の保存・活用に関わることのできる人材の育成に努めていく。

5 効果的な情報発信

生活様式や価値観の変容等により、文化財の本質的な価値が理解されにくくなっている。

文化財を大切に保存し活用していくためには、その価値や魅力をわかりやすく伝えていくことが重要であり、ホームページ「山口県の文化財」(<http://bunkazai.pref.yamaguchi.lg.jp/>)による情報発信の強化に努めるとともに、急速な情報化社会の進展を踏まえ、ICTを活用した新たな手法による情報発信について検討していく。

また、国内外からの観光客に文化財の本質的な価値をわかりやすく、面白く伝えるために、解説ガイドツアーの充実や、スマホなどを使用した多言語解説の整備、ARやVR等の先端技術を活用した歴史的な出来事や当時の生活を再現等体感・体験できる取組などを促進し、満足度の向上を図る。多くの文化財を所有する博物館や美術館等においても、文化財への親しみが増し理解が深まるよう、積極的な活用を促進する。

無形民俗文化財等保存団体が行う公開活動は、文化財の本質的な価値の理解促進とともに、継承者や参加者確保の契機としての役割も重要なことから、中国・四国ブロック民俗芸能大会を開催するとともに、競演大会への参加や公開機会の増加を促進する。

また、新たに指定・選定・登録された文化財については、周知を図る良い機会となることから、積極的な広報に努める。

なお、これらの取組に当たっては、観光客による文化財への負担「オーバーユース」を防ぐ受け入れ体制の検討や、また、社寺等における宗教活動や個人住宅における個人の生活などに対する理解を進める普及啓発に取り組むなど、文化財の本質的な価値を損なうことがないよう保存についての配慮を図る。

6 地域活性化につながる効果的な活用

文化財は、地域が誇るべき宝であるとともに、地域振興や観光振興につながる大きな可能性を持つ地域資源でもあることから、地域活性化の核としての活用を進めていくことが重要である。

このため、地域や所有者団体等が作成してきた文化財マップなどを用いた活用を引き続き促進するとともに、日本遺産等ストーリー性のある文化財や、地域文化遺産等地域にある様々な文化資源を「面」として一体的に活用する取組などを促進する。

また、複数の県や市町にまたがって所在する、世界文化遺産や「歴史の道」など関連性のある文化財について、関係県や市町間の連絡調整を図り、広域的な活用を促進する。

これらの活用に当たっては、文化財と関連する観光施設等との一体的な活用も促進されるよう、観光部局や地域振興部局等との連携強化に努める。

第3章 市町への支援の方針

市町は文化財保護法第183条の3第1項に基づき「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」を作成できることとなっている。この計画は、県が策定する大綱を勘案し、各市町が取り組んでいく目標や具体的な取組を記載する、当該市町における文化財の保存・活用に関するアクションプランである。

地域の伝統・文化の象徴である文化財が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく社会を目指すためには、地域と密接な関係を持つ市町が、それぞれの地域の歴史や文化的特徴等を十分に生かした取組を進めていくことが重要であることから、本県では全市町での地域計画策定を目指し、次の支援を行う。

1 保存・活用に関する取組への支援

市町は、民間団体とも連携しつつ、域内の文化財を把握し、保存・活用に取り組んでいくことが期待されている。市町が、それぞれの地域の歴史的文化的特徴を十分に生かし、文化財を核とした地域一体の取組を進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立てることができるよう、県が持っている事務処理ノウハウの提供や、現状変更、保存活用等に係る技術的な助言や支援を行うとともに、補助金等の情報提供や、職員研修など人材育成等への支援を行う。また、必要に応じて、国の文化財調査官や文化財保護審議会の委員をはじめとした専門家などとも連携調整しながら、より高度かつ専門的な見地からの助言等を行う。

2 文化財保存活用地域計画の作成への支援

文化財保存活用地域計画は、文化財の価値や保存・活用の在り方について、所有者はもとより広く一般に可視化する効果があることから、多様な主体が参画し地域社会が一体となって文化財をまちづくりに生かしつつ保存・活用していく上で、重要な役割を担っている。

こうしたことから、文化財が所在する全ての市町において本計画が作成されるよう、また、域内の市町が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに取り組んでいけるよう、参考となる各種情報の提供を行うとともに、作成のための協議会等においてオブザーバーとして助言を行うなど、作成に向けた支援を行う。

3 建築基準法の適用除外を検討する場合の支援

県や市町が指定する文化財や国が登録する有形文化財(建造物)について、建築基準法の適用除外を受けるには、建築審査会の同意等が必要となることから、適用除外を検討している市町に対しては、県の建築部局と連携しながら必要な助言を行う。

第4章 防災・災害発生時の対応

1 防犯体制づくり

近年、全国的に、文化財に対する落書き等によるき損被害や盗難事件が発生している。本県においても、令和元年8月には名勝「錦帯橋」で花火により橋板が焦がされる、き損被害が生じている。

このような犯罪を行政や所有者だけで未然に防ぐことは困難であることから、文化財保護管理指導員による巡視や、啓発活動により地域住民に見守りへの参加を呼び掛けるとともに、警察と平日頃からの連携を進めるなど、地域や関係機関と連携した防犯活動を推進する。

また、所有者に対しても、発生事例の情報提供等により防犯意識の向上を図り、所在確認調査による文化財保管状況の確認や死角をなくすなど盗難・き損されにくい環境づくり、防犯設備の充実など、防犯環境の整備を促進する。

被害が生じた際には、地元自治体、警察、美術品関係者等と情報共有するなど、犯罪が広がらない、また、盗難品が流通しにくい環境づくりを促進する。

2 防火体制づくり

平成31年4月に世界遺産「ノートルダム大聖堂」で、令和元年10月には沖縄県の「首里城跡」で火災が発生するなど、木造建築物が滅失する事案が相次いでいる。

本県においても、文化財建造物のほとんどが木造であり、火災に極めて脆弱であることから、文化財防火デーなどを通じて、所有者に火気管理・防火管理の注意喚起を促すとともに、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検の実施や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を促進する。

また、火災が生じた際の対応に備えるため、文化財防火デーに合わせた消火訓練の実施等を働きかけるなど、地域住民、消防団との連携・協力による初期消火体制の構築・強化を促進する。

3 防災体制づくり

(1) 災害に対する備え

土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定の確認や普段から安全な管理場所へ移動させておくことを検討するなど、文化財が被災しにくい環境づくりを推進する。

また、被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の保管場所に関する情報収集や、未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう所有者への文化財の価値の周知など、事前に被災時における文化財の保全が確実に行われる対策に取り組む。

なお、災害の規模によっては、単独の市町での対応は困難となることも想定されることから、「市町文化財行政担当者会議」等において、災害時広域受援計画や文化財防災ネットワーク推進事業による県等の応援業務の業務内容、役割分担等について共通理解を図るなど、連携強化に努める。

(2) 災害発生時の対応

文化財の損壊拡大の防止や廃棄・散逸、盗難防止のため、文化財所有者等の要請に応じ、施錠可能な保管場所に移すなどの被災文化財の救出・保全業務を推進する。

市町が応援を要する業務(災害応急業務)が発生した場合は、県は被災状況把握のための現地確認など必要な援助業務等を実施する。また、必要とする支援の内容に応じ、文化庁へ「文化財レスキュー事業」の要請や、中・四国関係県へ「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づく要請を行う。

4 山口県建築士会やヘリテージマネージャーとの連携

被災した歴史的建造物において、応急危険度判定で危険判定(赤紙)が出された場合、所有者等は建物の存続が不可能になったと捉え、解体へとつながる場合が多いことから、山口県建築士会やヘリテージマネージャー団体と連携し、歴史的建造物の応急危険度判定時に、応急処置や簡易な補修等を施すなど被災の影響を最小限に留める体制について検討する。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

これまでに示してきた諸課題を克服し、地域が一体となった文化財の保護・活用を進めていくためには、担当課を中心として文化振興、自然保護、観光等を所管する各課が連携するとともに、市町や民間団体とも協力し、より広い視点から文化財の保存・活用を図ることが必要である。

1 推進体制(平成31年4月1日現在)

(1) 県

◎教育庁社会教育・文化財課（職員13名）

〔業務内容〕

- ・文化財の保護に関すること
- ・銃砲刀剣類の登録に関すること
- ・図書館、博物館、文書館、埋蔵文化財センターに関すること
- ・文化財関係法人に関すること
- ・世界文化遺産の登録推進等に関すること

○環境生活部自然保護課

〔業務内容〕

- ・鳥獣の保護及び管理に関すること
- ・希少な野生生物の保護に関すること

○観光スポーツ文化部観光政策課

〔業務内容〕

- ・観光に関する施策の企画及び調整に関すること

○観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室

〔業務内容〕

- ・国内観光客の誘致及び宣伝に関すること
- ・観光施設及び観光資源に関すること

○観光スポーツ文化部インバウンド推進室

〔業務内容〕

- ・外国人観光客の誘致、宣伝及び受け入れ態勢の整備に関すること

○観光スポーツ文化部文化振興課

〔業務内容〕

- ・地域文化の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること
- ・美術館に関すること

○土木建築部都市計画課

〔業務内容〕

- ・景観に関すること

○土木建築部建築指導課

〔業務内容〕

- ・建築物の許可に関すること

○県立美術館、県立萩美術館・浦上記念館

〔業務内容〕

- ・展示活動に関すること
- ・教育普及事業に関すること
- ・調査研究、収集事業に関すること

○県立山口博物館

〔業務内容〕

- ・資料の収集、保管に関すること
- ・資料の調査・研究に関すること
- ・展示活動に関すること
- ・教育普及活動に関すること

○山口県文書館

〔業務内容〕

- ・古文書の収集、調査に関すること
- ・古文書の整理、保存に関すること
- ・古文書についての普及、啓発事業に関すること

○山口県埋蔵文化財センター

〔業務内容〕

- ・埋蔵文化財の調査、研究に関すること
- ・出土品の整理、保存、管理に関すること
- ・普及教育活動に関すること

(2)山口県文化財保護審議会

審議事項：県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について協議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会に建議する。

委員：委員は学識経験のある者等から県教育委員会が任命する。定員は25名以内とされているが、平成30年の改選時点で、16名である。専門分野は、建造物(3)、美術工芸品(2)、考古資料、歴史資料・古文書・史跡(2)、民俗文化財、名勝、天然記念物(3)、一般(3)となっている。*()は人数。

(3)文化財保護管理指導員

取組内容：国指定文化財(建造物、史跡、天然記念物、名勝、有形民俗文化財、一部美術工芸品)について、随時、巡視を行うとともに、所有者その関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行う。

委員：委員は、市町教育委員会の推薦を受け、県教育委員会が委嘱している。平成31年4月1日現在、19名を委嘱している。

(4) その他民間団体等

○山口県文化財愛護協会

機関誌その他資料の刊行、研究会、講習会、展覧会等の開催等の事業を行う。

○錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会

「錦帯橋」の世界遺産登録に向けて、県、市及び関係団体が連携・協働して行う施策（理解増進・情報発信）等の円滑効果的な推進やそれぞれが実施する施策等の総合調整を図る。事務局は県と岩国市で共同運営。

○世界遺産ルート推進協議会

構成資産全体での「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値の共有・普及を図るとともに、観光振興をはじめとする地域経済の活性化、地方創生に資する取組みを推進する。

参加機関は、関係公共交通機関（鉄道、高速道路、バス・タクシー協会等）、観光業者・団体（レンタカー、旅行代理連、観光協会等）など125団体。オブザーバーとして政府機関が参加。事務局は、一般社団法人産業遺産国民会議。

(5) 市町との連携

① 市町向け県開催会議

○市町文化財保護行政担当者会議

市町の文化財保護行政の新規担当者等を対象に、補助金や現状変更等提出等の文化財保護行政についての説明会を毎年4月末に実施している。

② 県参加の市町等会議（令和元年度）

<委員>

- 見島ウシ保護振興対策委員会（萩市）
- 萩市伝統的建造物群保存地区保存審議会（萩市）
- 柳井市伝統的建造物群保存地区保存審議会（柳井市）
- 柳井市伝統的建造物群保存地区周辺建物修景審議会（柳井市）

<オブザーバー>

- 大内氏遺跡保存対策協議会（山口市）
- 史跡周防鑄銭司跡調査検討委員会（山口市）
- 史跡周防灘干拓遺跡名田島新開作南蛮樋保存整備委員会（山口市）
- 常栄寺庭園保存整備委員会（山口市）
- 常德寺庭園保存対策協議会（山口市）
- 萩藩主毛利家墓所保存活用計画検討委員会（萩市）
- 史跡萩城跡等整備委員会（萩市）
- 萩反射炉整備委員会（萩市）
- 恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡整備委員会（萩市）
- 史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内保存整備委員会（防府市）
- 史跡周防国分寺旧境内保存整備検討委員会（防府市）
- 名勝錦帯橋保存活用整備計画策定委員会（岩国市）

- 岩国市オオサンショウウオ調査研究委員会(岩国市)
- 宇佐川オオサンショウウオ対策検討委員会(岩国市)
- 文化的景観保存計画策定委員会(岩国市)
- 特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会(美祢市)
- 史跡長登銅山跡調査及び整備委員会(美祢市)

<事務局>

- 錦帯橋世界文化遺産専門委員会
- 周南市ツル保護協議会(周南市)

2 今後の体制整備の方針

文化財は、従来から取り組んできた保護に加え、地域振興、観光振興など地方創生への貢献が期待されるなど、その意義が多様化してきている。一方で、県および市町の文化財担当部局は埋蔵文化財を専門とする専門職員と事務職員から構成されることが多く、市町によっては埋蔵文化財専門職員が配置されていないこともある。このような状況下、県として幅広い文化財分野をカバーし、保存や活用に関する市町や所有者からの様々な要望に対応し、適切に支援していくことが難しい状況にある。また、今後は地域振興部局や観光部局等とも積極的に連携し、情報発信や普及啓発等の取組を進めていくことも求められている。

こうしたことから、文化財全般に係る専門的知見をもち、今後の文化財行政を推進していく人材を育成するため、文化庁等が実施する各種研修に計画的に参加するとともに、地域振興や観光など関連部局との情報交換等を積極的に行うことなどにより、職員の専門性の向上を図る。併せて、専門職員の計画的な採用・配置に努めていく。

また、行政・所有者・地域が一体となって文化財を保存・活用していくため、文化財保存活用支援団体への指定も視野に入れながら、文化財の保存・活用や継承の担い手である民間団体等の育成を進めていく。